

令和2年3月23日 予算特別委員会 議事録
10時00分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 北地 範久

副委員長 小田上 尚典

委員 細川 雅子、藤川 和弘、和田 芳弘、網谷 芳孝、山崎 年一、
山本 孝三

副議長 寺岡 公章

○欠席委員 なし

○北地委員長 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

改めてお願いしておきます。質疑、答弁は本来の趣旨に沿ったものとし、簡潔明瞭に行ってください。発言される際には、挙手の上、委員長と呼んでいただき、指名を受けてからマイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言していただきたいと思います。質疑に当たりましては、予定している予算書等のページと項目を最初に述べてから、本来の趣旨に沿って簡潔明瞭に行っていただきたいと思います。挙手がない場合は、2回目の質疑、3回目の質疑と進めていきますので、質疑がございましたら素早く挙手をお願いいたします。

それでは、令和2年度一般会計予算の審査を続行いたします。

これより歳入一括質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

網谷委員。

○網谷委員 おはようございます。歳入で25ページの国庫支出金防衛施設周辺の各国庫補助金ですが、これは民生費、農林水産業費、消防費となっておりますが、僕の素人考えで土木費にないのが気になるんですが。本年度もなく、来年度もないということなので、その辺のところを事情か何かあればお願いします。

○北地委員長 小田課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 御質問のありました農林水産業費国庫補助金の防衛施設周辺、民生安定施設整備事業補助金の関係でございます。こちらにつきましては、阿多田島内にあります漁港の船台の改修の関係の補助金でございます。

昨年度設計しまして、今年度、工事に入る予定にしております。

以上です。

○北地委員長 建石課長補佐。

○建石企画財政課課長補佐兼財政係長 委員が言われるとおり、民生費、農林水産業費、消防費に歳入として計上いたしております。毎年度、予算編成の中で、この民生安定の事業費の補助金は、必ずしも毎年予算計上されているものではありません。毎年度、予算編成

の中で該当する事業費があれば、財源としてこちらが適するという事になったら、こちらのほうを充てさせていただいて予算計上という形をしております。

来年度、土木費に上がっていないということについては、毎年度土木費に上がっているものでもないんですけども、この補助金に該当する事業費がなかったということになります。

以上です。

○北地委員長 網谷委員。

○網谷委員 要するに、たまたまこれに該当するものがなかったということですね。

それで聞きたいんですが、これは一種の防衛省の地域振興策の中にそういう意味も含まれるんですかね。関係なしに補助金だけということで、こういうのも大竹市の皆さんは御存じだと思いますが、地域振興策というのが、私も議員になって3期目ですが、まだ余り聞いたことがないんですね。これを振興策として要望するというようなことがね。ただ最近、特に隣の県、また市町にとりまして大変な地域振興策として、数をあげれば43項目もあげて、金額としても相当なもので比べ物にならないのですが、その辺のところは広島県と山口県で違うというのもわかりますし、基地の所在地も岩国市ということで、重々わかっておりますが、ただ我慢といいますか、被害といいますか、そんなふうになりますと特に阿多田島ではそんなに、差がないと思いますが、いろいろな事情が絡んで難しいと思いますが、これから将来的にもこういう振興策というものを考えておられるのかどうか、その辺のところをお願いします。

○北地委員長 吉岡部長。

○吉岡総務部長 何を指して言われているのかわからなかったんですけど、阿多田島の振興策の話で言うと、離島振興の計画を立てておりますので、その計画等に基づいてやっていくということになろうかと思えます。

市全体の振興策ということになれば、特別にそういう名前のもをつくっているわけではないんですけども、今、まちづくりをどういうふうにやっていくかというところで構想を定めて、これから先やっていこうということにしております。

防衛の補助金の活用については、あくまでも補助金ですので、こういった事業には充てられますよとかいうのが実際にはございます。岩国市とか、特に基地の所在地でございまして、基地に伴う障害に係る補助金というのはたくさんあるんだろうと思えます。

大竹市は距離がありますので、その辺のところは今、民生安定という形での補助金の使用ということになっておりますので、その限られた中でどういったものが充てられるか。市がやるものでなければ当然充てられることもできませんので、市がまずどういったことをやっていくのかというのを考えながら、その補助金というものをしっかりと活用していきたいと思っております。

以上です。

○北地委員長 網谷委員。

○網谷委員 ありがとうございます。そういうことでなかなか難しいのはよくわかるんですが、だとすれば、こういう補助金を、来年度は約1億3,000万円という、少し多いぐらい

ですよね約1億3,000万円、例年と比べれば。というので振興策というのが若干難しいというようなことがあれば、各課がしっかり研究していただきまして、補助金という形での何でもいいんですから、交付金という形でやっていただければと思います。その辺のところをよろしくお願いします。

それから関連になるんですが、再編交付金ですよ。令和3年度で一応終わるということなんですが、もう令和4年度にはないということなので、時間とすれば、国の予算編成から見たら1年と半分ぐらいしかないんですよ。その辺のところの、ザックリでいいんですが、目途といいますか、そういうのがあれば、全然まだ決まっていないということなのかどうなのか、答えられる範囲でいいんですが、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○北地委員長 吉岡部長。

○吉岡総務部長 再編交付金が終わるとするのは、これは法律上しょうがない。わかっていることです。法律自体は延長されていますけども、市がいただける再編交付金の期限についてはもう終わるのは、これはしょうがないところでございます。

それにかわるものということでのお話だと思います。まだ、今のところ具体的にどうなるというのはわかっておりません。引き続き要望等は続けておりますので、その成果が出ることを今、期待しているという状況でございます。

以上です。

○北地委員長 網谷委員。

○網谷委員 わかっていないということですが、これから1年半ぐらいを目途に、本当にしっかりと全力で取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

終わります。

○北地委員長 ほかに質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 自主財源と依存財源の関係、それから繰入金、それから本年度新しく法人事業税交付金というのが入ったと思いますが、これの説明と、市債が一期に膨れ上がったという部分について、お伺いしておきます。

自主財源と依存財源の関係でございますが、ずっと経年で平成29、30、31年度と自主財源のほうが多くて、依存財源のほうが少ないんですね。過去3年間で、大体52%から53%が自主財源で、依存財源のほうが大抵47%ぐらいか、低いときで44%ということだったんですが、今年度、大変予算が大きくなったということで、市民の皆さんからも声を伺っておりますが、自主財源のほう84億円余りということで、47.4%、依存財源のほう93億5,000万円余りで52.6%、今までの過去3年間の自主財源と依存財源の関係からいうとひっくり返っておるといいでしょうか、自主財源のほうが少なくなって、依存財源のほうが多くなっている。過去3年間は逆だったんですが、こういったことについて、なぜこういう状況なのか。また、この自主財源が少なくて、依存財源が多くなるということは、こういったことはこれからも続けられるのかどうかということをお伺いします。

それから2点目、繰入金ですが、平成29年が3億3,000万円、平成30年度が6億5,000万

円、平成31年度が約10億円だったのが、令和2年度が一気に約14億7,300万円と膨れ上がりました。この繰入金が増えた原因。

それからことし新しく、今までになかったものだと思うんですが、法人事業税交付金というのが4,497万4,000円ほど入っていますが、なぜこういう交付金が増えたのかということをお教えください。

それから最後に市債ですが、前年度から言うと、一気に膨れ上がりました。平成31年度が約19億8,700万円だったのが、令和2年度、約38億1,300万円になったと思うんですが、約13%から約21%に膨れ上がったんですが、この関係、恐らく建設事業の関係でこうなるんだろうとは思いますが、少し説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

○北地委員長 建石課長補佐。

○建石企画財政課課長補佐兼財政係長 それではまず自主財源と依存財源です。自主財源と依存財源の例年の割合というのは委員が言われるとおりでと思います。令和2年度、依存財源のほうが多いという形になっております。これはなぜふえたのかといわれると、4点目の質問にもつながるんですが、市債が増えたからということになるかと思えます。

令和2年度、過去最高の予算額となっております。大規模な継続事業が複数重なったということが要因です。大規模事業を実施するために市債の借り入れ額というのも令和2年度、多くなっております。なので今後続くのかということになりますと、そういったことはない。大竹駅周辺整備事業は令和3年度以降も続きますけれども、3年度以降はいつものペースに戻るのかなと思っております。

2点目、繰入金です。繰入金が増えた理由ということになりますと、見比べますと、地方創生事業基金とか市営住宅基金とかが増えたということになります。地方創生事業基金は大竹駅周辺整備事業の財源として、市営住宅基金は御園集会所建設事業の整備事業の財源としてというのでそれぞれ繰り入れをしております。対象となる事業費があれば、繰入額、特定目的に関してはふえるということになるかと思えます。

続きまして、法人事業税交付金です。これは令和2年度から全国一律で、予算計上をどの団体もしていると思えます。市町村の法人住民税の法人税割の減収分の補填措置として、この交付金が法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付するという形になります。減収補填と思っております。こちらのほう、交付税に75%算入されるという形になります。

4点目、市債です。市債は言われますように、約19億8,700万円が約38億1,300万円に、令和2年度は大幅に増となっております。繰り返しになってしまいますが、令和2年度、大型事業の財源として起債の発行額もふえるという形になります。要因としてといいますと、大型事業ということになるんですけども、大竹駅周辺整備事業、大竹会館改築等事業、本庁舎耐震改修事業、また、新たに始まる市立保育所等整備事業、この4つ。大竹会館改築等事業だけで15億円以上の起債を予算上は予定しておりますので、そういう大型事業を着実に実行するため、地方債の借り入れも予算ベースでふえているというような状況です。

以上です。

○北地委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

法人事業税交付金というのは、これからもずっとあるという解釈でよろしいですか。ありがとうございます。

それで実は財務省が2月10日に発表した国債と借入金、政府短期証券を合計した国の起債が2019年12月末で1,110兆7,807億円となったと、過去最高額を更新したということでありまして、2020年1月1日現在時点の総人口が1億2,602万人ですから、これを割ると国民一人当たり約881万円の借金を抱えるということになります。政府は2025年度末までの基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの黒字化を目指しているということでありましたが、とてもそんな状況ではないということはいろんな報道等でも明らかであります。

また、今回の新型コロナウイルスは想定外の出来事で、財政を一段と悪化させて、今朝の新聞報道では31兆円の補正を組むというような話も出たようございまして、そういった状況からしましたら、まだまだ基礎的財政収支なんて問題じゃないんだろうと思います。

ところで広島県の県債残高が平成30年度末で2兆3,005億円、平成30年10月1日の人口推計が281万9,962人でありますから、借金を人口で割ってみると、81万5,791円になります。大竹市の平成30年度末起債の残高が366億円で、2019年3月の人口が2万7,087人でしたから、一人当たりになると約135万円になります。国と県と大竹市民の一人当たりの借金合計で1,097万5,000円余りになって、要するに約1,100万円にも及んでおるわけです。

こういった起債を我々国民が背負っておるわけでありまして。また、今回の新型コロナウイルス、これからは経済的には大変な状況になっていくんだろうというような報道や有識者の見解等も示されております。

そういった中で、これからの今までどおりの形の市政の運営で大丈夫なんだろうかとこの不安を持つわけです。例えば一時的に建設事業をとめることで、そういった住民の不安を取り除くとかいった方向転換が必要な時期にきておるんじゃないかなろうかという気がするんですが、そういったところについて、いや、大丈夫ですよ、今の状況でも十分にやっていますよという見通しがあるのかどうか、その辺のところと、今の約1,100億円にも及んでおる大竹市民一人当たりの起債をどう捉えていらっしゃるかということをお伺いしたいんですが、その2点をひとつよろしくお願いします。

○北地委員長 建石課長補佐。

○建石企画財政課課長補佐兼財政係長 今回も資料要求されておりますけども、将来的なものについては推計を常に行っております。

令和2年度、多くの建設事業が重なりましたので地方債の発行額がふえまして、残高も言われるようにふえるという形になっております。地方債残高がふえること、事業をするので、半分以上当たり前なんですけども、必ず返しますので、決して不安に感じていないということはありません。それで令和2年度、発行額をできるだけ抑えるために、これまでためてきた基金とかも活用しておりますし、令和2年度は普通交付税の参入のない起債というのを全く借りないという形にしております。事業を実施するときには地方債を借りざるを得ないという状況にはあるんですけども、そんな中でも普通交付税の算入率の高い、我々が有利な起債といたりしますけども、そういったのを活用して、できるだけ一般財

源の負担が少ないような取り組みはしております。

新型コロナウイルスについてです。4月に国が緊急の経済対策を発表する、固定資産税ですかね、減免するんだとかいろいろ案が出ている状況のようです。そういった施策とは別に、経済状況はどうなるのかということも心配はしておりますが、今時点では見通せない状況ではあるかとは考えております。

あと、一時的に建設をとめるという考えがあるかということですが、推計の話になってしまいますけれども、この大型事業が来年度、再来年度と少しずつ一段落していきます。そのときには、令和4年度が地方債残高のピークと考えておりますけど、普通建設事業費を抑制して、地方債残高の増加を防ぐというのは必要であろうとは捉えております。

以上です。

○北地委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

それで、現時点では見通せないということだと思っておりますが、私も確かにそうだと思うんですが、ただ、現時点で大体想像がつくのは、大変な経済状況になるんだろうということは私も想像がつくわけですし、そのことについてはほぼ間違いないという状況だと思うんですね、そういったときに、大竹市として、現在進んでいる大竹会館改築等事業とか大竹駅周辺整備事業とか、こういったことについてストップするというわけにはいかんと思うんですが、今後これから新たに始める事業について、少し見直すという方向が必要ではないかなという気がするんです。特に端的な例を言えば、ストップできるものはストップして、次年度、あるいはその翌年度へ繰り越していくことの中で、現在の経済的な切迫した状況がくるであろうということについての見通しを立てていくことについて、ぜひこれから市政を進めていく上で検討していただきたいということをお願いして終わります。

ありがとうございました。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 歳入の16ページですが、市民税について個人の市民税は前年度と比べて新年度増額が見込まれるということになっておるんですね。ところが法人の場合は税収が減ることになっておるんですが、私どもの感覚で言えば、消費税率の引き上げだとか、年金の引き下げだとか、それから市民の皆さんの個人営業者にしても、中小零細企業で働いておられる方についても、収入がふえるという明るい見通しを持った声は全然聞かれんよね。それでも新年度、個人の市民税の納付額がふえるということになっているんですが、これはどういう根拠で個人の懐が豊かになって、税金を納めてもらう人がふえて、税収の増額になるという見方をされているんですか。

逆に法人の場合は、前年度と比べて減額だと、大手企業、法人の中小企業とありますが、中小の法人が減ることになれば、そこで働いておられる人も職場を失うということがあるかもしれないし、雇用契約の上で、今までの給料や、賃金より引き下げが行われるということにもつながるわけなんですけど、私のこうした見方、理解の仕方が間違っているということであれば、そのように言ってもらえんですかね。

今言いました、個人の市民税はふえるが、法人は減るんだというその理由なり、根拠なりをお願いしたいと思います。

それから、放課後児童クラブが令和2年度、新年度に民間委託による運営をすることを執行部のほうでは予定されております。その予算措置として、この歳入に上がっている保護者負担がかなりふえますよね。それが予算上の措置として出されておるんですか。だから4月1日から実施だということに踏み切るわけやね。歳出のところでは、放課後児童クラブは、教育の一環としてこれまで位置づけられて、それなりの対応を大竹市もやってきたと、それを手抜きで民間委託なんていうのはどうかなという疑問を私は大いに持っておるんですが、せんだっての総務文教委員協議会の席では、賛否を問う場ではありませんから、説明を聞かせてもらったという範囲に終わったんですが、予算措置としては、この歳入に上がっておる保護者負担だけですか。歳出の上で従来どおりの人員配置なり、教育の一環としての措置だということでの対応が全然見られんよね。項目的にも、私も気をつけてみたつもりなんです、そういう財政措置が見当たらんかったんですか、その辺のことも含めて説明をお願いしたいと思います。

それからページ数で言えば34ページに、自然保護協力奨励金というのが歳入として計上されていますよね、金額は大きなものではありません。大竹市内で自然保護について、行政サイドだけの取り組みなのか、その他自然保護団体等も含めた組織や個人があって、そういうことに対する奨励を大いにするというので取り組んでおられるということなのかどうか、その辺、紹介を含めて説明をお願いしたいと思います。

○北地委員長 どうぞ。

○浅田市民税務課市民税係長 まず、個人の市民税の関係の増額についてですが、こちらは近年、人口は年々減少しているんですが、当初賦課額については年々増加しております。来年度においてもそれほど減らないであろうと見込んで、同様の率で増加するであろうと見込んで計上しております。

以上です。

○北地委員長 柿本課長。

○柿本生涯学習課長 それでは放課後児童クラブについてお答えさせていただきます。

今、委員がおっしゃったのは、令和2年度から民間委託というようにお話をされましたけども、令和3年度から民間委託という方針で進んでいます。来年度につきましては、債務負担行為という形で予算を組んでおりますけれども、来年度は直営ということでございますので、保護者負担金等については変わりません。

保護者負担金が今後どうなるのかということですが、令和3年度から民間委託ということになりましたら、教育費のところでも申し上げたかと思うんですが、時間延長、現在は18時までのところを18時30分まで時間延長をしたいという提案をさせていただいております。このことにつきましては保護者負担金、利用料がふえるかどうかというのは来年度検討していきたいと考えております。

保護者負担金の予算につきましては、予算書の20ページに、放課後児童クラブ入所児童保護者負担金897万円がございます。これがいわゆる利用料ということになります。

それから36ページに雑入としてあがっておりますけれども、一番上に放課後児童クラブ傷害保険保護者負担金というのがあります。こちらが児童がけがをしたときに保障される保険料となりますが、こちらは保険料の800円を保護者と市のほうで400円ずつ折半しております。その保護者負担分がこちらの保護者負担金ということになります。

利用負担金も、こちらの傷害保険の保護者負担金も来年度は変更はございませんので、額としては変わっておりません。

以上です。

○北地委員長 池田課長。

○池田市民税務課長 34ページの雑入でございます。自然保護協力奨励金22万2,000円でございます。これは三倉岳県立自然公園の土地に係る固定資産税を減免しております。それに対しまして、広島県のほうから減免相当額を交付していただいているというものでございまして、筆数にして40筆、納税義務者にして17名ということでございます。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 法人の市民税が減る理由は。

○北地委員長 法人の関係。岡崎主幹。

○岡崎市民税務課主幹兼収税係長 法人の令和2年度予算が減少している要因なんですけども、まず、平成28年度、税制改革において地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮減を図る目的で、令和元年10月1日以後の事業年度の開始分の法人から、法人には均等割と法人税割があるんですけれども、法人税割の税率が12.1%から8.4%に引き下げられたことが主な要因となります。

先ほど、法人事業税交付金の説明が企画財政課のほうからあったと思うんですけれども、この法人税割が下がった部分については、この法人事業税交付金という形で交付されることになっております。

以上でございます。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 それで法人のほうは減税措置がとられたということですが、これは国が決めたから上意下達で市町村でそうするんだということだけではない、市町村に裁量権はあるでしょう。それで今問題になっていることも皆さん御承知だと思うんですが、大手企業を中心に法人の年々のもうけが蓄積されて、内部留保金が600兆円を超えるということが言われておるこの時期に、さらにこの法人税の税率を引き下げるということは道理に合わないと思うんだけど、私は。市町村の長に裁量権があるなら、その裁量権を生かして、税収に資するという姿勢があってもいいと思うんですが、そのところはどうか。

それで市として、大竹市は法人税という場合、この所得に応じた税収もさることながら、固定資産税、償却資産税等も含めて、かなり大手8社に対する依存度が今まででも高かったし、期待も大きかったんですが、そうした大手8社のこの法人市民税、それからそれ以外の中小企業の法人市民税、税収額としては大きくどういう状況ですか。

それから固定資産税も、これは新年度変更がありますよね。減収になると。せんだってこの新たな土地評価についての標準値における数値が発表されましたよね。

○北地委員長 途中ではございますが、今までの質疑の中で答弁できるところはお願いいたします。

岡崎主幹。

○岡崎市民税務課主幹兼収税係長 法人市民税についてです。法人市民税の税率というのは、国の税制改革で全国一律に税率が変わったものですので、市にはそれを変える、変えないの裁量権というのはありません。ただ、法人税割の、この間からこの間のパーセンテージの税率で定めなさいという中で、大竹市の場合はその上限いっぱいの税率でとっておりますので、そこについては大竹市の裁量で上限いっぱいの税率としております。

以上でございます。

○北地委員長 岡崎主幹。

○岡崎市民税務課主幹兼収税係長 法人市民税の大手企業とその他の企業の収税等についてなんですけれども、平成30年度の実績でいきますと、大手企業の割合については約40%となっております。

以上でございます。

○北地委員長 中小企業についてはいかがですかね。残りが中小企業ということですか。

岡崎主幹。

○岡崎市民税務課主幹兼収税係長 残りの分が中小企業ということになるんですけれども、残りが約60%ということになっております。

以上です。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 以上で1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。

山本委員。

○山本委員 法人市民税について、税率が全国一律という説明でしたが、そんなことはないでしょう。大竹市が神尾市長か豊田市長時代にも国の税率に満たない優遇措置として、市長の裁量権行使で税率を引き下げて課税しよったので、自治体の固有の権利でしょうがね。そのところはっきりしてください。

それから、その減収が大手8社が40%の減収というふうな説明という理解。6割が中小企業の法人だと、こういうことで6割もの中小企業の法人が減収になるような状況で、何で個人の市民税がふえるん。そんな甘いと言うか、言い方は悪いかもわからんが、どうも根拠らしいものが積然としないわね。大竹市が企業誘致以来、働く者のまちとして、そこに雇用される皆さんの生活実態というのは大いに企業の動向に影響を受けてきたわけですから、そういう働く者のまちとして、大竹市の人口構成でも、職場で働いておられる人が大多数であって、そこでの景気動向というのは大いに影響を受けるということになると思うんですね。それなのに個人の市民税の収税がふえるということは、収入所得がふえるということの裏表の関係ですからね。だから個人の市民税は収税がふえる、法人の市民税は減るのは積然とせんのですが。

もう一度そのところを。

それから固定資産税について、標準値の評価額、これが発表されましたが、これは新年度は全然関係ないことですか。

○北地委員長 三原部長。

○三原市民生活部長 個人市民税と法人市民税の関係です。

まず、法人市民税なんですけれども、これは各法人が事業年度というものをもっております。必ずしも4月から3月に営業したものに対して税金がかかるわけではありません。1月のところもあれば3月のところもあるということで、ことしそこそこの法人が1年間事業をした結果ということになります。

それで見たとときに、税率の話をしていました。確かに委員が言われるように、ずっと以前は、私も税務課にいたころなんですけど、13.2%が標準税率のところに、12.3%ということをしておりました。法人市民税を安くして、大竹市に企業に来てもらおうという政策をずっととっておりましたが、途中から暫定的に中小企業の方はその税率を継続して、大企業のところは制限税率というんですけど、地方税法で決められている上限いっぱいの税率までお願いをしましょうということをお願いをしてきました。

その後、全ての法人市民税を制限税率でいただくということにしております。現在もそれが変わってなくて、標準税率9.7%のところを12.1%でいただいております。令和元年10月1日の事業年度開始の事業所からは、今度は税額が変わりますと申し上げましたが、地方税法で標準税率が6.0%に変わりますということです。うちはそこを8.4%でお願いをしているところです。法人市民税の、法人市民税に限らないんですけれども、大竹市は法人からの収入がたくさんあるまちです。多少は法人に依存しているところもあるかもしれませんが、そういうところで協力をお願いして、現在、そういう制限税率でいただいているというのが実態です。

次に、個人市民税なんですけど、法人市民税がそれぞれの事業年度が違いますよと言ったんですけど、個人市民税は昨年の所得に対してことし課税をします。だから、新型コロナウイルス以前の話なんですけど、平成31年度ですかね、割とまだ景気がよかった、上を向いていたという状況です。なので、平成30年度より平成31年度のほうがより景気が上を向いていたといったらおかしいんですけど、少し上がり調子だったということで、所得もそれぞれのところが上がっているというデータがございまして、それをもとに上げております。

今、新型コロナウイルスの関係でこういう状態になりました。今後どうなるかというところはあるんですが、これに対して、市民税に対して、減免の対象がどのぐらい出てくるのかであるとか、徴収猶予がどのぐらいの期間で出てくるのかということが今後出てこようかと思えます。そういったことで、ここに予算額であげているもの、もしかしたら全てが入ってこないということはあるかと思えます。ただ、予算を計上する段階においては、景気が上向いていたということでこういう結果になっております。

以上です。

○北地委員長 小野係長。

○**小野市民税務課固定資産税係長** 先日発表された地価公示についてなんですが、今回、バブル期以降で、広島市や廿日市市は数年前から地価が上がってきていたんですけど、今回の地価公示において、秋の地価調査でも初めて上がったんですけど、今回、県の方ではなくて国の数字においても、バブル期以降で初めての上昇になりました。ただ、これがすぐに税金に影響があるのかと申しますと、令和2年度の土地の固定資産税については、令和元年7月1日の数字で、下落の時点修正をかけますので、地価調査で上がっているところもあるように、上がっている土地もあるんですけど、それは評価替えまでは据え置きとなります。

評価替えの令和3年度につきましては、今後の令和2年7月1日の下落の状況にもよるんですけど、一部の地区で上昇に転じる可能性はあります。ただ、上昇した場合においても、負担調整の制度といたしまして、評価額があつて課税標準額があるんですけど、これはワンクッション置かれているので、小さな上昇だと据え置きになることも多いです。ただ、大幅な上昇があった場合は、前年度の課税標準額に5%が上乘せされて課税されます。

以上でございます。

○**北地委員長** 山本委員。

○**山本委員** さっきの法人は減るが、個人はふえるということで質問を重ねておるんですが、それは新年度、個人の税収がどうだこうだという場合は、令和元年度の収入所得を基礎にした課税になるというのは私も知っておりますよ。しかもこの予算編成の時期は、今のよう新型コロナウイルスによる感染問題が深刻な状況になっておるようなことじゃなかったから、だから通年の判断に基づいて予算は措置されたと思う。だから問題にしておるんですよ。先ほど触れたように、大手企業を中心に企業のもうけをため込んでおると言われる留保資金は年々増額しよるんですよ。それなのに一方じゃ減収になる見通しで、一方じゃ増収になるという見通しでは話の筋が合わんじゃないですか。だから何で個人の税収はふえる、その根拠のあるものをどう見ておられるかということを問うとるんですよ。

それから、裁量権があるなしの話についてですが、市町村長にその裁量権はないんですか。

それから、固定資産税の問題も、大竹市は、都市計画区域内の土地の変動はそんなにあるわけじゃない、むしろどんどん宅地化が進んで、固定資産税そのものは増額になっても、減額になるような状況じゃないと思うんじやがね。何で減額になるのか理由があるのですか。

○**北地委員長** 小野係長。

○**小野市民税務課固定資産税係長** 固定資産税の減額は、土地とか家屋は次年度は上昇、幾らかふえる見込みです。土地につきましては、地価が下がっているところと、下げどまっているところとが両方あるんですけど、沿岸部については下げどまっているので、下げどまっても、先ほど申し上げた負担調整の制度というのがあって、バブル期の後遺症で、まだそのときの水準まで上がりきっていない土地なんか一部残っていますので、そういった土地の上昇分で土地の税額が微増していたりします。家屋については、評価替えの令和3年度は経年減点といたしまして、年数がたった分価値が落ちるので、令和3年は下がる

んですけど、令和2年度については新築による増分がございますので、幾らかふえております。

下がっている一番大きな原因は、企業の償却資産でございます。これは設備投資がやっぱり伸び悩んでおりまして、設備投資が伸び悩みますと、その分、減価償却がやっぱり大きいもので、それに価値が追いつくだけの設備投資がないことが減収の原因でございます。

以上です。

○北地委員長 浅田係長。

○浅田市民税務課市民税係長 個人の市民税の増の部分についてなんですが、試算をする段階で、令和2年度地方財政収支の仮試算というのがありまして、そちらを参考にして、そちらが伸びているというところ、全国的な傾向でそう出ているのでそれを見た点があります。

それともう一点、大竹市において、納税義務者数ですけど、人口は減っているんですけど、納税義務者数については減少してない、横ばいなし、多少の増減はあるんですけど、変わっていない状況もあるので、そのあたりを見越して若干の増を見込んでいます。

以上です。

○北地委員長 三原部長。

○三原市民生活部長 地方税法の関係、法人市民税に裁量があるのかということでした。先ほど、地方税法に定めてある標準税率より大竹市は高い制限税率というのが地方税法で定められる一番高い税率です。これを定めているということは、市長が裁量権をもって決めて条例をお出しして、議会で決めていただいたということですから、ここの上がっている部分というのは、大竹市全体で決めた裁量権だと思っております。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 だから市長に裁量権はあるんでしょう。裁量権があるんだから、負担能力に応じた負担をしてもらうという原則をどう貫くか、そのことがまた公平な負担につながる道だと私は思っているから言っているんですよ。それで今政府も新型コロナウイルスの感染が下火になる傾向にないと、むしろ感染者がまた広島でもふえたという報道もありましたけど。今、納税者も税金もさることながら、保険料、その他についても、納付の猶予をするかどうかということが議論せざるを得ないという状況になっておるわけですが、大竹市もそういった面でも、市長の判断で納税者に余り大きな負担を負わせるということがないような措置をお願いしたいと思うんですが、こうした問題についても、国が決めればやるということになるんですか。市町村段階で国に先駆けてそういった措置をとるということもあっていいと私は思うんですが、そこはどうなりますか。

○北地委員長 副市長。

○太田副市長 国に先駆けて新たな政策をつくりなさいという意味合いとお受けいたしました。議員の皆様のご意見も聞きたいところではございます。例えば教えていただきたい。これ質問はできませんので、教えていただきたい。どういうことをやればいいのか。

先ほどの大手企業の内部留保資金はたくさんあるという話がございまして。国のほうでも

大手企業に対しては、内部留保資金を直接、例えば協力企業を支援することによって、全体的に経済対策をしようというような考えも出て、実際に国のほうではそのとおりで動いているようでございます。しかしながら、実際にまだ目に見えた発表もありませんし、数字もありません。

大竹市として、例えば独自の経済対策、今のところ国、県の支援にかぶるような支援をしても、それだけ大竹市に財源がおりてきませんので、その辺について、国、県が今からどのような支援策をして、支援対策をつくり、それによって実際に実施するのは私たち地方公共団体になってくる、窓口になって直接動くのは。そのあたりのこともいろいろ考えて、これから大竹市の企業、市民のために働いていきたいと思っておりますが、できれば、直接どういう対策が皆様に有効であるか考えておられるのか、教えていただきたい。反問ではありません。教えていただきたいと思っております。またそれについても協議をしたいと思っております。

以上です。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 行政サイドの中核におられる方から意外な言葉を聞いたので、私もそれに応えて申し上げたいんですが。

○北地委員長 途中ではございますけども、時間がきましたので。

他に質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 端的に伺います。本市の森林環境税の対象者となる人については何名ぐらいいらっしゃるか。この税務概要を見ますと、均等割・所得割のものといって、平成30年度の人数が挙げられておりますので、このどこを見たらいいのか教えてください。

○北地委員長 浅田係長。

○浅田市民税務課市民税係長 税務概要の均等割のみのものと、均等割・所得割のもの、両方あわせた額の約1万3,500人ぐらいがこの森林環境税の対象になるであろう人の数になります。

以上です。

○北地委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。これで納得いたしました。これで納得いたしました。いずれにしても、現在、森林環境譲与税と、ひろしまの森づくり事業交付金、それから環境貢献林整備事業県補助金、これを足すと大体この金額になるということですから、ほぼ現状を見越した上でこういった交付金とかをつくっていらっしゃるのかなと思うわけですが、ところが8対2とかいうようなことになると、これから300万円ぐらい少なくなるんだろうと思います。そうすると大竹市に交付されるのが1,000万円ぐらいになるのかなという気がするんですが、そういったことでいくと、現在より下がってくるということになります。

それで森林環境譲与税と、ひろしまの森づくり事業交付金、環境貢献林整備事業県補助金、このそれぞれの役割と言いましょうか、事業について参考のために教えてください。

○北地委員長 前田主幹。

○前田産業振興課主幹兼農林水産係長 まず、ひろしまの森づくり事業でございますけども、こちらは公金を活用しまして地域資源の保全活用事業と、歳出の項目でございますけども、里山林整備委託料、また林業活動支援事業補助金を充てて事業を実施しております。

環境貢献林整備事業県補助金については、人工林間伐業務補助金の交付金として充てております。

また、森林環境譲与税につきましては、この前の総務文教委員会でも述べさせてもらったように、人工林で公有林でない、民地ですね、所有者の同意を得て、森に還していく事業を実施していく予定でございます。

以上です。

○北地委員長 山崎委員。

○山崎委員 そうしますと、新しくこの森林環境譲与税ができますよね。これでひろしまの森づくり事業交付金が果たしている役割と言いましょか、そういったものと環境貢献林整備事業県補助金が果たしている役割というのを、この森林環境譲与税で、今聞くと若干中身が違うようですが、全部賄うという方向になるんでしょうか。ひろしまの森づくり事業交付金と環境貢献林整備事業県補助金を森林環境譲与税で賄うのかということをお伺いします。それともこのどちらか一つぐらいは残るのか、そこを教えてください。

○北地委員長 小田課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 森林環境譲与税の関係でございます。こちらのほうにしまして、ひろしまの森づくり県民税とは県税でございます。譲与税はもともとが森林環境税でございますけど、県のほうでは、この今の森林環境税が入りまして、当面の間、現在のひろしまの森づくり県民税をなくしますという話はまだこちらのほうには入っておりません。両立していくという形になるかと思えます。

ですので、新年度におきましても、今まで対応しておった県民税に関する事業を予算計上させていただいておりますし、この森林環境譲与税、こちらの方で行う事業についても予算を計上させていただいております。並行して行っていくという形になります。

以上です。

○北地委員長 山崎委員。

○山崎委員 先日の議会の答弁では、ひろしまの森づくり事業交付金についてはなくなるんだろうというような答弁だったような気がするんですが、ひろしまの森づくり県民税という税金やね、500円、この部分についてはなくなるんだろうと、統一されるんだろうという話を伺ったように私は思ったんですけども、今聞きますと、もう森林環境譲与税の果たす役割、人工林とか公有林でない部分の整備とか、それからひろしまの森づくりでは、里山林の保護とか、それから環境貢献林整備事業県補助金では、間伐や何かの補助金とかいうようなことで、事業の内容は全然違いますよね。この事業の内容をこのまま森づくりも、環境貢献も残るんだということであればいいと思うんですけども、これが制約されるんだということになれば、この事業は引き続いて森林環境譲与税で賄うのかどうかというのが私の質問なんです。済みません、聞き方が悪いのかもわかりませんが、要するに、税制が変わることで事業の内容がなくなっていくものがあるとすれば困るなということ伺って

ます。お願いします。

○北地委員長 小田課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 森林環境譲与税でございますが、こちらにつきましては、今、県のほうからの話を聞く中ではの話でございます。これまでの県民税では対応できなかったことについてこの森林環境譲与税を使って事業を実施していくと、これを基本にして考えておりますとお聞きしております。ですから、今の県民税の関係、こちらにつきましては、今までと同じような形で事業の実施といたしますか、こちらのほうをしていくというようなお話を聞いておりますので、市のほうも同じような考えでおります。以上です。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 以上で第2回目の質疑を終結いたします。

第3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 私は今、国のほうでの納税の期間の猶予とか、保険料等の納付時期の猶予とかいうことを実施する検討なり、方向が議論されている状況にあるわけですね。これはひいては、今、さらなる感染が拡大する状況下で、事前にその納税者の生活実態を踏まえた対応をすべきだという判断のもので議論をされたり、対策を具体化する当面の措置を取ろうとしていると理解はしているんですが、それを待つまでもなく、市のほうでも、今言ったようなことについてはやれる事柄だと思うんですね。ですからそうしたことに目を向けた対応についても、既に市長以下担当部署における職員の間で協議をされておるのかもしれませんが、先ほどの話じゃ、逆に何ができるか言ってみいというふうに姿勢を露骨に示されたので、私も意外な感じがしたんですが、私が言いたいのは今のような事柄なんですよ。一番市民の皆さんと生活実態を踏まえた対応ができるのは、市町村の窓口ですから、そこでの職員の皆さんが市民からの悩みなり、生活実態を踏まえた要望なりがあれば、それをやっぱり温かく受けとめて対応をするというのが、私は市民に奉仕すべき皆さんの姿勢であってほしいと思うんです。それをどういう対応ができるか言ってみいと、議員のほうで具体策があれば示せというふうなことをおっしゃったのでは、私は余りにも市民の皆さんの行政に対する、頼りにされておるんですから、そういう気持ちにそういうようなことにならんのかなと思うんですが、もう一回答ください。

○北地委員長 副市長。

○太田副市長 山本議員の御見識の高さに感服しております。

まず、私どもはきょう朝の8時40分から新型コロナウイルス対策の本部会議を開いております。その中で大竹市民の生活実態に即した対応があるかないかという話も出てきております。例えば公共料金等の納付の猶予、まず上下水道局にはそのようなお話が既に来ておりますので、その方向で対応していくような話になっております。また納付の猶予については、大竹市の場合、公共料金については既にそのような制度がございますので、あえて取り上げなくてもそういう対応はさせていただいておるところでございます。

それと、私が今一番心配しておるのは、消毒液とかマスクの問題でございます。マスクは丸つきり影響のないようなことを言われる先生方もいらっしゃるんですが、マスクをして人にうつさない努力をすることも必要だなと考えております。そのあたりをどういうふうに工面していこうかと、消毒液等にも今発注をかけておりますが、全然物が入ってきません。そのあたりを大変心配しているところでございます。

それと、大竹市の中小企業、例えば病院組合の皆様とか、そのあたりのところも今、心配しているところです。大手企業が企業防衛のために全ての歓送迎会とか花見、花見はこれから先でしょうが、そのあたりを全て中止をかけておりますので、そのあたりを中小企業対策としてどのような融資ができるか。そのあたりも今、経済産業省から一定の融資とか支援制度は市のほうにきておりますので、それはホームページにも出してありますし、商工会議所のほうにも当然通知はいつております。そして、一般的に言うと、中小企業の方たちは銀行を窓口としてお話を進める。市としてはいかにその申請書類に市が認めたという、市長印がいるところがございまして。それをいかに早く中小企業の皆様に回答してあげて、より速い融資ができるように努めているところでございます。

そのあたりで、今、本音のところを言いまして、素直な気持ちで申しました。ほかに何をしたらいいんだろうか、どういうふうを考えて市民、企業を助けていけばいいのか、大竹市は人口が約2万7,000人の都市でございまして、その中でどのように考えてくるか。

先ほど、山本委員が御心配されておりました、大手企業の中の内部留保資金、これにつきましては国のほうから各企業に対しては支援をなさいと、してくださいというお願いですよ、お願いはされておるように聞いております。

また、これから先、私どもができる支援といたしましては、さっき言った公共料金等の納付の猶予、期間延長ですね。それと融資。県、国がしている融資、それがいかに早く実際にお金が中小企業の方に届くか、そのあたりで今、全力を挙げて産業振興課のほうで動いております。

次に、感染防止策については、今までどおり、注意喚起をしていくところでございます。

あと、ここでとまってしまうんですよ、実際のところ。どう市が動いて、何ができるかというのが。現金を配るとい考え方が国のほうではあるようでございますが、実際に市ではそれは現実的に、財政的に無理だと思います。国のほうでやった、さっき委員の皆様の中からも国債残高等いろいろお話がございましたが、これからまた国が現金を配るとなると、全てやるのは地方行政、私たち地方公共団体が行います。そのときの体制を既に考えておかなければならない。さらに、消費税を一律で引き下げるとなるとそのあたりの対応も考えなきゃいけない。この言葉は言っちゃいけないと思うけど、一つの企業としたらどういうふうを考えて、この難局を超えなければならないかというのを種々考えているところでございます。ですから何かありましたら教えてください。というような言葉がつい出てしまいました。山本委員には大変失礼いたしました。委員の皆様にも大変失礼なことを発したと思っております。申しわけございません。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 今、私どもが日常的に耳にする話は、後ほどまた触れる問題でもあるんですが、

お年寄りが買い物に行くのに、せめて福祉タクシー券でも出してもらって、風邪ぎみなんか、しんどいなと思っても日常で口にする食料品まで我慢せざるを得ない日々があるんだと、そういうときに年金も減ったりで生活は決して楽になっていない、こういう時期にこそそういった福祉タクシー券をやっているところもあるように聞くんじやが、大竹市も1カ月でも、2カ月の間でもいいから、3枚でも5枚でも発行してもらおうようなことを考えてもらえないかということも聞くんです。

それから介護の問題で、皆さんも御承知だと思うんですが、糸谷整形外科医院に行ってみたらわかるわ。1日にあそこへ30人以上通われるんですよ。私も70日間通いましたから。そういう人もこういう時期だけに何かそこに市としての対応策がなかろうかと、介護保険料を納めておっても、要支援1とか要支援2についてはなかなか対応が難しくなってきたと、みずから足を運ぶなりせざるを得ないという状況におかれているんだと、こういう声もあります。

ですから、担当しておられる職員の皆さんも、常に子供を抱えて苦労されている方や、年老いて身寄りもなくひとり暮らしで寂しく暮らしでおられる方の生活実態については、私よりかよっほど接点を持っておられるんですから、そこへの思いやりが及ぶべきだと思うんですよ。また、そのことが庁議の場で議論されて、市として打つ手はないか、一つでもこの時期にこういうことをやったらどうかという議論がされて、具体策が取られると、予算書には載っていないけども、3月、4月についてはこういう措置をとることにしましたということ私の思いなり気持ちとしては聞きたいわけです。だから何か具体策があれば言ってみい、現状でやれることはやっているんだということじゃなくて、お互いにそのところは、弱い立場にある方たちへの思いやりを示すということをお願いしているという事ですから、よろしくお願いします。

○北地委員長 副市長。

○太田副市長 先ほどもおわびしましたが、私に思いやりの心がなかったようでございます。

庁議とか担当部署については、山本委員の言われるとおりでと思います。皆、いろいろ考えております。どうしても私ども公務員、思いやり、職員の数が思いやりの数、住民サービスの量にすぐさま反映してくるところでございます。これから先ほど言われた件についてもいろいろお話を聞かせていただきたいので、考えてまいりたいと思います。

山本委員のお話は真摯に受けとめさせていただき、思いやりをもって、信頼関係を持った行政に尽くしていきたいと思っております。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

小田上副委員長。

○小田上委員 よろしく申し上げます。1点だけにはなるんですけど、18ページから19ページにわたって、子ども・子育て支援臨時交付金、これは幼児教育・保育の無償化の関連なんだと思うんですけど、多分、そろそろ交付金が幾らか決まったんじゃないかなというところ、幾らぐらいになりそうなのか教えていただきたいのと、地方交付税とあと地方消費税交付金、上がりぐあいを見ても、何か全然足りてなさそうな感じがするので、どれぐらい交付金がきそうなのか教えてください。

○北地委員長 建石課長補佐。

○建石企画財政課課長補佐兼財政係長 今年度の子ども・子育て支援臨時交付金です。今、手元に資料がないので正確でないかもしれませんが、つい先日交付決定額がきまして、5,300万円ぐらいだったと記憶しております。令和元年10月1日から消費税率が10%になった、それでもって幼児教育・保育の無償化をしようということなんですけれども、この臨時交付金は半年分ということになります。半年で5,300万円ですので、通年で言うと、当初予算で組んでいる地方消費税交付金の増と比較的見合った額なのかなとは考えております。

以上です。

○北地委員長 小田上副委員長。

○小田上委員 もう公立の保育所は市の財源で見ないといけないと思うんですけど、市の財源で丸々じゃなくて4分の1の負担割合でいけるところというのが結構ありますよね。なのでそこを加味して、市の負担にならないようにと言ったらあれなんですけど、確実にもらっていけるようにしていかないと、僕は4歳の子供がいてすごく助かっている部分があるんですが、助かっているところに消費税の増税で負担がふえていると、よくわからないところで、市の収入もよくわからないということになるといけないので、ここをしっかりと見てもらって、とりあえず問題はないということで大丈夫ですか。

○北地委員長 建石課長補佐。

○建石企画財政課課長補佐兼財政係長 報道等を見ると、全然見合った状況になっていない団体とかもあるというのを聞いております。大竹市で予算編成する中では、とんとんに近い、見合った額が入ってくるのかなと感じております。委員がおっしゃるとおり、地方交付税でやるというのが来年度が初めてというケースになりますので、ちゃんと最初の国の想定どおりもらえているのかどうかというのを注意深く調べていきたいと思っております。

以上です。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

議長。

○細川委員 2点ほどお尋ねいたします。1点目は財政推計をお願いしてありますので、財政推計の今後についてと、2点目はふるさと納税についてお尋ねいたします。

最初に、先ほど副市長が議員に提案を、と言ったのをおわびという形でおっしゃっていましたが、逆にこちらのほうが副市長にそのようなお言葉を出させていくような状態になったことをおわびしなきゃいけないかなと思っています。議会基本条例でも、議会の役割として、監視機能だけではなく、提案機能もしっかり高めていこうということになっておりますので、今後はいろんな形で、議員個人であれ、議会であれ、政策提案の議論もできるような議会にならなければいけないと常々感じております。

本題に戻りますが、財政推計をありがとうございます。先ほどから税収の今後の見通しとかについては皆様からかなり突っ込んだ質疑も出ておりますので、そこには踏み込みませんが、全体の流れとして、税収もそこそこ厳しい見方をしております。歳出はふえてまいります。なかなか厳しいんですけれども、今後どうしたらいいのかというあたりをどの

ように考えていらっしゃるのか、歳入をふやすのか、歳出を減らすのかあたりですよね。やっぱり戦略をもって今後の政策を立てていかないと厳しくなる一方だと思いますので、そのあたりのお考えをお聞かせください。

○北地委員長 建石課長補佐。

○建石企画財政課課長補佐兼財政係長 財政推計を今回出しておりますが、前提として、市税、新規の投資がない、償却資産が落ちる一方という前提でやっておりますので、市税収入がどんどん落ちていくという推計になっております。そういった前提の財政推計でございます。

今後、入りをふやしていくのか、出を減らしていくのかということなんですけれども、現実問題として、収入の範囲内でしか予算編成を行うことができません。仮にこの財政推計のとおり市税収入が落ちる一方ということになれば、その範囲内でしか支出を組むことができない。基金等を活用しながらその範囲内で財政運営をしていくということになろうかと思えます。

以上です。

○北地委員長 議長。

○細川委員 収入の範囲内でしか予算編成はできないと、じゃあそのやっぱり収入がふえれば少しは楽になるということかなとは思うんですけれども、何をふやしていくのかということなんですけれども、先般、実は同僚議員の一般質問などでRESASというのもありましたけれども、会派で視察に行つてまいりまして、福岡県うきは市で日本国内で最初にRESASを取り入れて運用しているという市だったんですけども、人口規模は大竹市と余り変わらないところなんですけど。今後どこにうちのまちが力を入れていったらいいかというのを、物すごい分析をしておられて、人口動態とかあと経済の状況とかを分析しておられて、そこからポイントを絞って政策を立てておられたんですよね。実際に効果を上げているというお話を伺つてまいりました。先ほど市民税の御説明の中で、人口は減っているけれども納税者は減っていませんよといった御紹介がございました。そのあたりにも、もしかしたらヒントがあるのかもしれないと、市民一人ずつの所得をふやすとか、働く方をふやすとか、人口がふえないままならそういった努力をするしかないし、何とか人口も、分析に基づいて狙いを決めて人口をふやしていく、そのことによって個人市民税を着実に上げていくというのが一番安定的に収入をふやす方法かなと思うんですけれども、ぜひそこを分析していただきたいなと思うんですけど、RESASの今後の活用について何かお考えがあればお願いします。

○北地委員長 三上課長。

○三上企画財政課長 RESASの活用ということでございますが、済みません、勉強不足でその活用のほうはできていない状況でございます。また検討したいと思います。よろしく願いいたします。

○北地委員長 議長。

○細川委員 私も今回、予算特別委員会で役に立てようと思って挑戦したんですけど、全く使えませんでした。うきは市の職員の方が講演とか、教えにも来ていただけるような雰囲気

気もありましたし、逆にこちらから勉強に行ってもいいと思うんですよね。そのあたりはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

話はそれますが、先ほど新型コロナウイルスの対策でいろいろと本当に大変な思いをしていらっしゃると思うんですけれども、私自身は、やっぱり本人が新型コロナウイルスに感染しないのが一番だと思っておりますので、議会の中でも手洗い、マスク、あと局長にはドアノブまで拭いていただいておりますが、今までにないそういったことに気を付けて、また人ごみに出ないとか、今、もし議員や職員の方が感染したら、それこそ市民を守る仕事がなかなかできなくなると思いますので、どうぞそこは一人一人が緊張感を持って予防していただきたいと思います。

ふるさと納税にいきます。31ページ、寄附金、ここに、ふるさと納税寄附金（特定事業分）とあるんですけれども、これは何のことなのか教えてください。

○北地委員長 どうぞ。

○杉山総務課課長補佐兼総務係長 特定事業分は、先日補正予算で認めていただきましたクラウドファンディングの継続分ということで、大竹駅再生プロジェクト分でございます。

以上でございます。

○北地委員長 議長。

○細川委員 予算では500万円となっておりますが、今の状況はどんなでしょうか。

○北地委員長 杉山課長補佐。

○杉山総務課課長補佐兼総務係長 2月末現在でございます。ホームページというか、クラウドファンディングのプロジェクトということで、ふるさとチョイスのほうに今あげているものと、あと直接市のほうに寄附をいただいているものをあわせまして、2月末で266万円となっております。

以上です。

○北地委員長 議長。

○細川委員 予想以上にたくさんの額をいただいているようで、これのいいところは大竹市民も多く寄附ができるところや、ふるさと納税もできるんですけど、おもしろみがないので、大竹駅をつくるのに一役買えるというところがいいところだと思います。もっと宣伝をされたらどうかと思うんですけれども、来年度、何かもう少し市民に訴える策とか、もしあるようでしたら御紹介いただきたいんですけども、ちょっとホームページを見ても余り変化がないように思ったものですから、ぜひお願いします。というのは、私自身、親族にお願いしたんですけど断られまして、これは何かもう少し魅力的な、こういうためにお願いしますみたいなのが打てれば、うちの親族にも寄附してもらえないかという思いもあるものですから、何かもう少し若い方にも貢献してもらえそうなものがあればお願いします。

○北地委員長 杉山課長補佐。

○杉山総務課課長補佐兼総務係長 令和元年12月にプロジェクトを立ち上げまして、それから大手企業のほうに訪問させていただきまして、チラシのほうを約3,000枚、市内の方々に配付しております。あと、会合等におきまして、市長のほうから随時今回のプロジェクト

トに対する寄附のお願いをやっているところでございます。

まだまだPR不足ということがありますので、どうやったら広くPRできるかというところも今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 以上で歳入一括質疑を終結いたします。

これより一般会計歳入歳出全般にわたる総括質疑を行います。

第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 衛生費で、お伺いしました95ページの健康増進事業についてお伺いしたいんですが、衛生費のときに質問いたしましたが、私の質問の趣旨と違う御答弁をいただきました。その後、課長に説明したんでありますが、訂正の答弁がなかったので、あえてもう一度質問します。

健診をめぐるのは、従業員数が少ない事業所ほど未受診が多いという傾向が示されたこと、理由は健診が実施されていなかったという回答が最も多くて、事業所への指導の必要性が指摘されているということでした。また、健診を受診していない人は年間所得が200万円未満の世帯で最も多いことがわかった。一方で、厚生労働省の調査では、年間所得が600万円以上の男性で健診の未受診が16.7%だったのが、200万円未満の男性では40.7%、女性でも600万円以上では未受診が26.1%だったが、200万円未満では41.1%に上がっている。ということで男性女性問わず、低所得者ほど健診の未受診が多いということでありまして、健康格差の解消には低所得者に健診の受診をどう働きかけていくかというのが課題だということで、低所得世帯への健診の受診対策について、受診につなげる対策について伺いました。御答弁をお願いします。

○北地委員長 どうぞ。

○新畑保健医療課課長補佐兼健康増進係長 一般質問のときの答弁、大変失礼いたしました。申しわけございません。後日、お話を伺い、検討したところでございます。その答弁をさせていただきます。

繰り返しになりますが、国民健康保険と後期高齢者医療保険の方に対しての健康診査を市で承っております。労働安全衛生法に対応する健康診断の部分については、国民健康保険法のほうでは対応できませんというところをまず念頭に置いていただきたいと思います。

検査項目も違いますので、一緒に開催するというのも若干厳しいものがあるんじゃないかと思われるところもあります。

国民健康保険被保険者と後期高齢者被保険者の健康診査の受診対策につきましてですが、繰り返しになりますが、1点目は無料にしたというところでハードルを低くさせていただいているというところ。2点目は、集団健診ではなくて、おのおのが都合のいいときに病院に行って健診を受けるというところで、その人の時間に合わせた健診が受けられるというところの個別健診のほうの充実を図っている。この2点におきまして、なるべく多く

の方に受診する機会を持ってもらうよう努力をしておりますし、その周知を図っているところでございます。

以上です。

○北地委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

それでもう1点伺います。サントピア大竹のリハビリ温水プールは10月25日から11月30日まで休業ということになっておりまして、12月3日からプールを再開ということが通知されておったんでありますが、その後、まだプールが再開されていないようでございます。高齢者のリハビリができないということで、ひざや腰の痛みが増して、日常生活に支障をきたしているという意見があります。水中ウォーキングは水の浮力によって足腰の負担を軽減させるため、ひざや腰、足が痛いなどの症状がある方のリハビリとしては最適だということで、また水の中を歩くことで、女性に関しては髪がぬれることがないということで気軽に利用できるという状況のようで、ぜひとも再開をしてほしいという話を伺いました。

この現状と今後の予定はどうなるのか教えてください。

○北地委員長 佐伯課長。

○佐伯地域介護課長 サントピア大竹のリハビリ温水プールが故障して、今、使用中止ということにしております。昨年の12月22日に故障がわかったということで、それ以来使用を中止しております。故障といいますのは、屋上の機械室にありますお湯をためるタンク、これが破損したと、大きき的には直径が1.8メートル、長さが7メートルの円筒系が横になったものを想像していただきたいんですが、内と外の圧力差が生じたということで内側に大きくへこんだということで、配管がはずれてそれ以来使用ができなくなっております。特殊な破損ですので、これが修理できるのかといったところで、当初いろいろ検討しまして、まず幾らかお金をかけて点検をしてみないと修繕ができるかどうかもわからないといったところも判断のおくれになっております。

お金をかけて点検をして、結局修理ができなかったとすると、タンクを取りかえる必要があるんですが、そうすると1,000万円以上のお金がかかりそうだといいところがありましたので、その後、検討したんですが、プールの1日当たりの利用者数も結構いましたので、まずは修理を目指してやってみようということで、現在、点検作業を終えようとしているところです。修理が可能ではないかといった見解もいただいておりますので、当面、修理に向けて進めていこうとは思っておりますが、再開は早くても4月の初旬ぐらいになるのではなかろうかと考えておりますけど、新型コロナウイルスの関係で、修理ができてそのまま再開するかどうかという判断は別なものになると思いますけど、現状はそういったところで進めております。

以上でございます。

○北地委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

公共施設の電力の入札ということで、竹原市が踏み出しました。竹原市としては支出減の取り組みとして、地域交流センターや保育所など計209カ所の公共施設が使う電力の一

括購入先について一般競争入札を導入ということで、年に約1,800万円で電力会社が落札したということですが、近年の実績に基づく標準額で、契約は新年度から2年間、中国電力と随意契約していた従来に比べ、年に約900万円の削減が認められるということのよう
であります。

これは以前に私も取り上げたんですけども、こういった電力自由化についての研究、これについては行政として対応できないのかどうなのか、そういったところについて一つお伺いします。ぜひ先ほど来いろいろな税収とか、いろんな面で大変厳しいという将来見通しも示されておりますので、こういったことが少しずつでも改善できれば、私はよいことじゃないかと思うんですが、そういったことについての取り組みをしていらっしゃるのか、していらっしゃらないのだとすれば、なぜされないのかというところを教えてください。

○北地委員長 杉山課長補佐。

○杉山総務課課長補佐兼総務係長 現在、契約をしているのは中国電力ということで、団体の割引ということでいろんな施設をまとめて若干割引の形で契約させていただいております。

今、いろんな施設の、例えば本庁舎であれば、耐震化に伴って電気関係の工事をしております。これが一通り済みしたら、実際に1年間を通じてどれぐらいの電力を使うかということがわかってきますので、その総電力量を見て入札にできるものかどうかというのを研究しているところでございます。

以上でございます。

○北地委員長 質疑の途中ではございますが、議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は13時からといたします。

歳入歳出全般にわたる総括質疑の続きから入りますので、よろしく願いいたします。

11時56分 休憩

12時59分 再開

○北地委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般会計総括質疑の1回目の途中からお願いいたします。

質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 歳出のほうの54ページに、太陽光発電設備基金積立金という費目があり10万円とあります。このことについて、この積立金の意図はどういうことなのかということについて説明をお願いします。

それから55ページに、地域公共交通網形成計画事業推進業務委託料として200万円が計上されているんですが、これは現状の体系を変えようとしているのか、その目的とされる事業内容について説明をお願いしたいと思います。

それから61ページに、マイナンバーカード発行事務負担金、1,613万4,000円が計上されているんですが、マイナンバーについてはスタート段階で本人の確認ができる、住所、氏名、生年月日等についての登録というところからスタートしたと思うんですが、現在どの範囲まで個人情報にかかわる情報がマイナンバーで登録されているのか、現状について説

明をお願いしたいと思います。これは既に全国数カ所で、憲法に保障される個人保護の侵害にも当たるし、一旦その個人情報が国家権力によって集約されると、漏えいについても、その後マイナンバー制度がスタートして以後でも情報の漏えいが続いているわけで、それに対して、一旦この情報が漏れると、消すこともできないわけで、何がしかの責任を取ってもらうと言っても、一旦情報が漏れたらそれをもとに戻すということができなわけですから、そういうことで今、裁判が個人情報の侵害につながるという憲法上の懸念、規制からも好ましくないということで、司法の場でいろいろと争われているケースもあるわけですが、現状でどこまでマイナンバーに個人情報が収容されておるのかというあたりを説明してもらいたいと思います。

○北地委員長 佐伯主幹。

○佐伯市民務課主幹兼戸籍住民係長 マイナンバーのことについての御質問でございますが、戸籍住民係ではマイナンバーの番号をつけることとか、カードの発行とかを行っているんですけども、マイナンバーが個人個人に附番されて、そのマイナンバーにどれだけの個人情報が集約されているのかということをお質問されていると思うんですけども、マイナンバーと個人のひもづけはされているので、氏名、生年月日、住所等はひもづけはされていると思いますが、それ以上のことはマイナンバーで直接ひもづけをされているというよりは、情報連携という言葉を使っているんですけども、行政等にいろんな所得情報を提供しなければいけない、お客さんに所得証明をとってくださいとか、住民票を取ってくださいという場面が今までたくさんあったんですけども、そういったものをマイナンバーを行政に出してもらうことで、そのマイナンバーを利用して、その方の所得の情報とかを照会をするという仕組みにはなっているんですけども、マイナンバーの中に、イコールでその所得の情報が入っているとか、そういうことではないので、マイナンバーですぐにいろんな情報が漏えいするということにはならないのではないかと考えております。

以上です。

○北地委員長 外谷課長。

○外谷自治振興課長 地域公共交通網形成計画事業推進業務委託料というのがございますけれども、この分につきましては、以前、大竹市の地域公共交通総合連携計画というのを策定しておりましたが、これからもう少し持続可能なサービスとして、将来に向けて地域の移動支援を続けることということで新たな計画を策定することになりました。それが大竹市地域公共交通網形成計画でございます。この計画は2019年度から2023年度の5年間でございまして、現在、この計画に基づいて地域公共交通を運行しているところでございます。

この地域公共交通を運行していく上で、いろいろアドバイスとかをいただくということで、現在、コンサル業務を委託しております、それがこの業務委託料ということでございます。

以上です。

○北地委員長 三原部長。

○三原市民生活部長 太陽光発電設備基金積立金のことです。当時、木野集会所を建てると

きに、太陽光に関する補助金があったと思います。その関係で集会所で賄う電気が、これを入れることによってうまく回るということもありまして、導入をしております。ということで売電収入が入っておりますので、それを積み立てております。

発電の基金というもの、大竹市太陽光発電設備基金条例というものがあまして、そこに売電収入のうちから毎年度積み立てるということになっております。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 マイナンバーに関しては、本人の住所、氏名、生年月日等の範囲でしか登録はされていない。業歴とか学歴とか、そういうようなことは一切ないと、その程度で負担金として国から1,600万円も交付されるんですか。それでマイナンバーカードを記載しなければならないという書類は、市の手元で何がありますか。国税の申告等については、必ずしも強制はさせないということになっておると理解しているんですが、マイナンバーを登録して、そのナンバーを、例えば、住民票をとるとか、戸籍謄本をとるとかというふうな際にナンバーを提示しなければ交付できないというものがあるのかどうか、現在は住民票、謄本についても強制はさせないことになっておるんですが、市町村の業務の中でマイナンバーを記載しなければならないという義務づけ、そういうものがありますか。

それから太陽光発電について、既に学校その他公共施設に設置されておるという状況のもとで、余剰分は買い取り制がありますから、売電によって積み立てもできるという状況だという説明があったと思いますが、そうだとすれば、この太陽光発電について、現在ある公共施設、幾つもあるわけですが、そういう公共施設を利用して、小規模ながら地産地消の視点で太陽光発電の普及に努める、あるいは公共施設だけでなしに、個人の民家でそれを奨励する、希望があれば一定の協力をすると、助成金なり交付金なり支出をして普及に努めるという方向でのお考えはどうでしょうか。

それから地域公共交通の問題で、これはどこへ委託するんですか。今、皆さんの声の中には、世話をされる方がおられて、あれだけ便利を共有されている地域もある。ところが、うちのほうにはそういうようなことは一切ない、いまだにタクシーを使ったり、手押し車を押して買い物にも行かない、電車にも行かないというような難儀をしているのに、うちのほうにはそういうバスもなければタクシーもありゃせんと、全て自己負担だと、不公平だと思うんじゃがどうですかという声を聞きます。せんだつても、いつかの場所で話をしたか知らんが、木野地区でも今、高齢者のひとり暮らしが3割おられるそうですよ。それで木野地区から買い物に出るといったら、大竹駅までタクシー代が800円かかるので、往復1,600円かかると、それでも木野地区を通る公共交通とえば、1日にわずかしか通らないと、一方では、大竹駅からこいこいバスが毎日通いよると、不公平だという声があるんですが、どうですかね。

○北地委員長 佐伯主幹。

○佐伯市民税務課主幹兼戸籍住民係長 マイナンバーカード発行事務負担金につきまして、歳出のほうで1,600万円余り予算を組んでおります。その内容につきましては、マイナンバーカードの作成とあとマイナンバーに関するコールセンター、それからマイナンバーの中に電子証明書という機能がついておまして、その機能に関しての更新のお知らせとか、

さまざまな事務につきまして、国の機関というか、地方公共団体情報システム機構というところに委託をしております。そこが全て一括してそういった事務を行っておりますので、そのための事務の負担金の支払いをしております。今回令和2年度予算の歳出で1,600万円余りの計上というのが前年と比べて大変ふえてはいるんですけども、その理由といたしましては、マイナンバーカードが始まって5年近くたちまして、初期につくった方のカードの有効期限自体がきているということで、その委託をしている地方公共団体情報システム機構から、個人個人に向けて、期限がきますから更新をしてくださいという通知を送っているということとか、それに関するコールセンターを運営しているなどで、令和2年度に、事務と通知書の発送とかで大変経費が増加するという、国の見込みもありまして、市のほうも国からおりてきている見込みの額なんですけど、その辺の事務の負担金ということで予算を組ませていただいております。

あと、マイナンバーの記入が必要な書類というのをおっしゃっていたんですが、私どもの係のほうでは、窓口で何かを申請される時に書いていただくということはしておりませんが、他の福祉関係や教育関係の窓口において、マイナンバーを記入するということころはあろうかと思いますが、数について私のほうでは把握はしておりません。

以上です。

○北地委員長 外谷課長。

○外谷自治振興課長 地域公共交通の御質問でございますけども、一応基本的な考え方といたしましては、本当に必要としている人たちと行政が一緒になって必要なルート、また負担できる料金、それからふさわしい車両、これについて一緒に考えて、住民がみずから守り育てる公共交通として取り組んでいくということで今進めさせていただいております。

基幹交通としては、御指摘のとおり、今こいこいバスが通っておりますが、その支線交通ということで、地元の住民の方から、例えば団地のほうとか、そういったところで利用がなかなか難しいといったところにはタクシーを使って、今やらさせていただいております。

委員が御指摘のとおり、ほかの地区からも、あったらいいんじゃないとか、そろそろそういったものが欲しい、という声もあつたりするんですけども、その場合はどういう形でやっていかなきゃいけないかというのを考えていかなければいけませんので、その際につきましては、市のほうも一緒に協力して考えましようというスタンスは取らせていただいております。ただ、現実には今、大竹市内の公共交通を担っていただいているのがタクシー会社でございますけども、なかなかその運転手の確保が難しいということもあって、今後、運行の幅を広げていくということになりますと、そういった運行事業者のほうの御協力もいただかなければなりませんので、そういった事情も考慮しながら、考えていかなければいけないと思っております。

以上です。

○北地委員長 三原部長。

○三原市民生活部長 公共施設に太陽光発電をつけるのはどうかというようなお話だっと思えます。環境基本計画のほうに、公共施設にも太陽光発電の施設をつけることによって

CO₂の削減を推進したいというような文言は実際にはあります。ただ、建物を建てるときに、どうしても何の交付金を使うかということとか、太陽光を屋上なら屋上に上げようと思いますとそれだけ設計、建築、全てに費用がかかってまいりますのでそういったこと。また、売電価格も下がっておりますので、その後の運用についてもそこまでメリットが見込めないということもありまして、理想と現実の間で、悩ましいところではあるんですが、なかなか今、つけていけないというのが実態でございます。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

公共交通の委託先ということの質問が答弁漏れということなんですけども。

外谷課長。

○外谷自治振興課長 申しわけありません。地域未来研究所という、広島市に営業所のある会社でございます。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 以上で第1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 地域公共交通網形成計画事業推進業務委託料について、広島市のほうの業者に委託をするとおっしゃったんですよね。今、大竹市地域公共交通活性化協議会が設置されて、鋭意ここでも現状をさらに充実させるとか、市民の生活の利便性をどう向上させるかということでの協議がされていると思うんですが、業者委託をして、ここに委託をする中身は何ですか、市のほうで。何をどのように改善するとか、充実させるとかいうことを問うんでしょう。何を問うんですか。

それで、こいこいバスについては、幹線を役所とか広島西医療センターとかを結ぶということで非常に利用者が多いと、それでこの、こいこいバスが運行を始めて100万人の利用者があったという報道がされたような記憶があるんですけど、こいこいバスが運行され始めて100万人に至るまでに投じた市費は幾らになりますか。そのことをあわせて聞かせてください。

それからマイナンバーについての問題なんですけど、結局市民にとっても、行政の担当課にしても、メリットはないのしょうから、そうでしょう。何のメリットがあるマイナンバーに。結局、国がこんなことを決めて、多額の税金を使って支払いしよる支払い先は電気機器メーカーなんよね。そういったサイドからの、利益のために、メリットも大してありませんのに多額の税金を消費しよるんじゃないかというようなことについて、私は非常に疑問に思うんですよ。そうじゃなくて、窓口があるんですから、担当課もあるし、個人情報漏えいするという危険な事態が繰り返されておるときだけに、こういう制度について国に対して市町村が意見を述べるようなことがあってもいいと思うんですが、国がおっしゃることだから、市町村も従わざるを得ないということで、無駄な税金を使うというのもどうかと思いますよね。そのことについて、思いをはせたことはありませんか。担当職員の皆さん。上からおりてきたんじゃないか、これはやらなしょうがないよというような思いですか。

そういうことを今問われとるんですよ。何でもかんでも民間委託じゃというようなことを言われて、それで大手メーカーや大手機械製作会社がもうかるということを国が誘導して、市町村の業務をそこに委ねるといことが当たり前ようになってきておるんで、皆さんが本当に市民との関係でどうしたらいいか、こうしたらいいかというようなことを市民と一緒に考えて、それなりの自律性と、自発性のある市町村行政がますます萎縮しよる。そのところをやっぱり私は担当課にせよ、職員の皆さんによく考えてもらいたいものですよ。コメントを聞かせてください。

それと太陽光発電については、私はむしろ、さっき言いましたようなことで、地産地消の視点で、個人の家屋に設置して、それを普及していくという方向が取られるべきだし、それからできるだけ公共施設についても可能な限り設置をして、地産地消の視点での取り組みをさらに強めていくということが大事だと思うし、全国1,000にのぼる組織団体の成果等も既に実証済みだし、それから進んだ市や町では市をあげてそういう方向に取り組むという条例を制定してまで取り組んで、何も大型の太陽光発電事業を進めることや、原子力発電に頼ったり、火力発電に頼るとい世界の流れに逆行する、日本の今のエネルギー政策の見直しが求められているということにも耳を傾けて、ぜひ大竹市でも地産地消の視点で一つ取り組んでほしいと思うんですが、また皆さんの御意見なり、市長の御意見なりを改めて聞かせてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○北地委員長 川村係長。

○川村自治振興課課長補佐兼自治振興係長 公共交通のほうで御質問を2点いただきましたので、お答えいたします。

1点目です。こいこいバスの今までの市の負担額とお尋ねいただいたと思うんですけども、済みません、ザックリですけど約6,000万円といったところです。

次に、地域公共交通網形成計画事業推進業務のコンサルの委託の件ですけども、内容的には毎年、こいこいバスの乗車アンケートを実施しておりますので、そちらをお願いしております。そのほかに、いろいろバス停の設置に関しての助言、あとルート変更、そういったものがありましたら、技術的に御相談をいただいております。

以上です。

○北地委員長 三原部長。

○三原市民生活部長 マイナンバーカードの交付についてどう思っているかというお話だったと思います。なかなか難しい問題でして、多分担当から言えば手間ばかりふえているというのが実際だと思います。今までなかった仕事がふえているわけですから、そういうのがふえている。システム関係で言えば、これが入ってきたおかげで相当のセキュリティの強化をさせられましたし、大変いろんなところに負担がかかっているのが現実だろうと思います。

国がやったからやらなければいけないのかということなんですが、法律にそのように規定してあるものを我々がなかなかお断りするということができないというのが実態ですので、何か物を申したらどうかということではございますが、今はそこまでの考えに至っておらず、法律に従って粛々と事務をしているというのが実際でございます。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 今回の地域公共交通網形成計画事業推進業務のことについてですが、さっきおっしゃるような内容について、何も委託するような事項じゃないじゃないですか。大竹市が設置している公共交通に関する協議会で議論されるなり、協議会の輪をさらに広げて、生活の足に困っておられる地域の皆さんや、どうしても通してほしいという老人会やそういう団体の代表者に集まってもらって、市の手元で協議をするようにしたほうがいいんじゃないんですか。200万円も出して、何も委託するような内容じゃないじゃないですか、今のようなことは。全くムダ金を使うような気がするね、私は。そういう形こそが市民参加の市制をつくっていく一步一步になるんじゃないですか、市長。何も200万円も委託料を払って、こんなことをどこかの会社に頼んで検討してもらおうということをしなくても、市民の皆さんの切なる願いを持っておられるところもあるし、恩恵を受けている地域の皆さんの利用経験の上での意見もあろうし、そういうことをよく聞いて、これからの公共交通のあり方を市民と一緒に担当課の皆さんも議論をしながら方向性を定めるようにされたらどうです、200万円も使うことはないと思うがね、私は。

○北地委員長 三原部長。

○三原市民生活部長 200万円の使い道ということで、職員でもできるんじゃないかということであろうかと思えます。実際に皆さんからのお声をいただくのは職員の仕事だと思っておりますし、そこから施策を積み上げていくというのも職員の仕事だろうと思っております。あくまでも委託については、自分たちで考えたことをどのような形にできるかというアドバイスをもらったり、実際にアンケートなどを実施しているんですけど、その集計をしていただいたりとか、職員でもやろうと思えばできるんですけども、そこで委託をすることによって、効率的にできる部分、こういったところをお願いすることと、助言をいただくということをしておりますので、無駄なお金とは思っておりません。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

小田上副委員長。

○小田上委員 46ページなので総務費で聞くべきなのかなと思ったんですけど、大分またぎますのでここで聞かせてください。

大竹市のホームページ、ここだと市ホームページ管理システム使用料とあるところなんですけど、まず、1個目で聞きたいのが、大竹市の魅力いっぱいというページがありますよね。これって何のためのページなのかを教えてくださいませんか。

○北地委員長 山田主幹。

○山田企画財政課主幹兼企画係長 大竹市ホームページの大竹市の魅力いっぱいのページは、大竹市のPRをしようということで、子育て等の情報を中心に市民の皆様に見ていただきたいところでトップページに載せているということでございます。

以上です。

○北地委員長 小田上副委員長。

○小田上委員 ありがとうございます。今、子育てと言われたんですけど、ごめんなさい、この大竹市の魅力いっぱいというページを見ると、大竹市の紹介、歴史と文化、観光&み

どころスポット、特産品、季節の情報とあるんですけど、気になるのがイベントをそれぞれ見ていくと、それぞれには書いてあるんですけど、トータルでまとまっているイベントのページがあるはずなんですけど、そこにはないものがあったり、特産品を見てみると、手すき和紙と和紙工房とその他特産で幾つかありますけど、ハマチtoレモンが載っていないとか、この載せる基準とか、せっかくあるページを何で有効に使わないんだろうとか、入り口がたくさんあってイベントが全くわからないなど、今回は新型コロナウイルスの件があって、いろんなページで周知されていると思うんですけど、やっぱりどこかにまとまってあったほうが便利じゃないのかなと思ったんですけど、そのあたりはどうですかね。

○北地委員長 山田主幹。

○山田企画財政課主幹兼企画係長 ホームページの使い方の御指摘ということだと思います。平成28年度から今のシステムに移行しまして、各課で一旦掲載する記事をつくったもの、作業したものを承認した形で載せるということに運用変更しております。

そういう中で、以前にもイベントカレンダー等、載っているものの情報がうまくマッチをしていない、要はホームページに載っているけれどもカレンダーに載っていない、そういった御指摘をいただいたこともございます。市広報の校正作業をするときには、紙のやりとりで私どものところと各課とで校正のチェック等をいたしますので、その際に必ずホームページに載っているか、あるいは載せることになっているかというようなところを確認するようにというようにすることで、漏れがないように強化をしているところではあるんですけど、現状、御指摘をいただいたように必ずしもうまくいっていないものもあるんだろうと思います。

先ほどおっしゃった特産品の掲載等についても、また改めてそういう一致をしていないところがあるんだろうと思いますので、確認の作業をしたいと思っておりますし、また来年度ですけれども、研修という形になるか、説明会という形になるかわかりませんが、市広報とかホームページも、作業が少し複雑でわかりにくい、なれないといけないというようなところもありますので、そういったものの説明会なり、研修会なりをやる予定にしておりますので、そういった機会徹底をしていきたいと思っております。

以上です。

○北地委員長 小田上副委員長。

○小田上委員 ありがとうございます。多分、いろいろ担当課をまたがっていますので、それぞれ自分たちの担当の情報は自分たちのところで上げるというふうになっているのはわからなくもないんですが、市民からしてみると別に担当課は余り興味がないと言うか、大体どの行事も担当はどこなんだっけと聞かれます。なのでそれはやっぱりイベントカレンダーはどこからいっても統一で、入れたら同じところにしておけばいいのかなと思いました。

それで細かいことに1点だけ触れさせてください。消防団員なんですけど、ホームページで消防団員を募集していないような気がするんですけど、募集されていますか。

○北地委員長 伊崎課長。

○伊崎消防課長 消防団員の募集につきまして、今確認ができないんですけど、私の認

識ではしていないのではないかと考えております。消防団員につきましては、各分団の団長に入団の意思を示されて、それから入ってこられるという認識でございます。何かホームページ上でできることがあれば対応していきたいとは考えておりますが、今すぐにこういったことができるというのは申し上げにくいところでございますので、御了解ください。

○北地委員長 小田上副委員長。

○小田上委員 済みません、個別のことを申し上げて。正直、消防団員は多分載っていないです。消防からいって消防団にいくと、ポンプ操法大会が開催されましたしか載っていないので、どうなのかなど。そういうところも含めてなんですけど、何か一括してホームページに統一感がないといいますか、サイトマップですよね、どんどんツリー式でいきますけど、あそこ一旦戻るとどこから来たんだっけとわからなくなるようなホームページのつくりになっていると、これは職員さんも更新をするのがすごい大変なんじゃないかと思えます。変わってよくなったところも多くあるので、もう少し更新しやすいようにしないと職員の負担もふえると思いますし、市民の方がたどり着けないということになると思いますので、よろしくをお願いします。

あと最後、市税賦課徴収事業（コンビニ及びスマホ収納導入事業）の件なんですけど、これもまたがっていますので、基本的に何が納付できるようになるのか、令和3年からということなのであれなんですけど、あとスマホの決済も書いてはあるんですけど、何を使われるか、わかっている範囲で教えてください。

○北地委員長 岡崎主幹。

○岡崎市民税務課主幹兼収税係長 市税賦課徴収事業（コンビニ及びスマホ収納導入事業）のことです。

まず、納付できる種類といいますか、科目といいますか、それは市税で個人市民税の普通徴収部分です。それと固定資産税、都市計画税、軽自動車税の4種類となります。あと使用料等では、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、保育料、副食費、奨学金返還金の5種類となります。保険料では、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の3種類で、全部で12種類の納付ができるようになります。

それとスマートフォンのことなんですけども、スマホ決済アプリのPayPayとLINEPayと支払秘書の3つを予定しております。

先ほど言った、納付できるように12種類なんですけども、これはコンビニエンスストアで納付できるものが12種類ということになりまして、スマートフォンの納付につきましては、奨学金返還金を除いた11種類で納付が可能となります。

奨学金返還金につきましては、スマホの収納が、事前に電子マネーをチャージして、買い物するときなどに決済を行う前払い式支払い手段を用いた納付となります。あと資金決済に関する法律の規定等で、ローン返済に当たる奨学金返還金は取り扱いが対象外となっています。

以上でございます。

○北地委員長 小田上副委員長。

○小田上委員 長い説明をしてもらってありがとうございます。わかりました。スマホ決済でバーコード決済でできるようになると、QRコード決済が、できるようになるというのがわかりました。

ただ、大竹市ってそもそもそんなに納付率は悪かったでしたっけ。納付率はどれぐらいか、ざっとでいいので教えてください。

○北地委員長 池田課長。

○池田市民税務課長 市税の収納率でございますが、大竹市現年度分と滞納分、滞納繰越分をあわせまして97.3%ということになっております。

○北地委員長 小田上副委員長。

○小田上委員 ありがとうございます。コスト的にはどうなのでしょう。多分よくないと思うんですが、これは何%にいけば、導入してよかったといえるところまでになるのでしょうか。

○北地委員長 岡崎主幹。

○岡崎市民税務課主幹兼収税係長 まず、今回の新たな収納方法なんですけれども、税等の収納方法には特別徴収と普通徴収がありまして、その中の普通徴収の中に口座振替と納付書があります。納付書の収納率が全体の収納率の中で少し低いということで新たな収納方法を入れるということを考えております。

それと目標なんですけれども、納付書の収納率につきまして0.2%上昇を目指しております。

以上です。

○北地委員長 小田上副委員長。

○小田上委員 僕はコンビニで納付できるほうがいいなと思っているので、ぜひともお願いしたいんですが、納付書だと実際に昼間に行かないと納付できないというようなことがあったので、非常に便利になると思います。ただ、ここから収納率が上がらないと、せっかく導入して市税を投入しただけになっちゃいますので、しっかり上がるような、ほかの市町はPRしているのかどうかかわからないですけど、ホームページ上ではいろいろPRしていますよね。なのでしっかりとPRしていただいて、コンビニのオーナーさんとかとも協力してもらえようであれば、大竹市の市税は納付できますとって、ここから0.2%と言わず、もう少し収納率が上がったらいいのかなと思いますので、PRのほうをいずれもよろしくをお願いします。

以上です。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 以上で、第2回目の質疑を終結します。

3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

議長。

○細川委員 3点についてお尋ねいたします。

本日は市の職場としての魅力アップをお願いしたいというのが1点目、2点目は、人口

の移動について、3点目は、先般、福祉のところでお尋ねいたしました、利用者支援事業についてお尋ねいたします。

まず、生き生きと皆さんが働ける職場になるようにということで、自分としてはテーマを持ちましたんですけども、毎年、広島県や廿日市市と人事交流をそれぞれ、全てではありませんが、幾つかの課でされていると思います。来年度は国からも来ていただくという話があったと思いますが、それぞれ人事交流についての狙いと効果についてお願いします。また、人事交流についての基本的な考え方がありましたら教えてください。

○北地委員長 中村課長。

○中村総務課長兼選挙管理委員会事務局長 それでは御質問にお答えいたします。

現在、広島県に2名、それから広島市、廿日市市、これは消防ですけども、それぞれ1名ずつ、それから広島県後期高齢者医療広域連合に1名、それから宮島ボートレース企業団に1名の職員が行っております。

令和2年度につきましては、それに加えて宮島ボートレース企業団、これがもう1名プラス、それから経済産業省1名プラスの予定でございます。

それぞれ目的はありますけれども、このうち広島県後期高齢者医療広域連合、それから宮島ボートレース企業団、こちらは構成市町のほうで運営をしているところでございますので、ある程度割り振りによって何人職員を出してくるというようなことで、以前からずっと出し続けているものでございます。

それから消防につきましては、広域消防を見据えた人材育成といった観点で、人事交流を図っているところでございます。廿日市市消防、広島市消防それぞれこちらのほうから、それからあちら側からも、各1名人事交流をやっております。その中で、こちらにないノウハウを得る、それから向こうでの経験を帰ってきて生かすというような目的でやっております。

それから広島県でございますけれども、広島県のほうからは1名来ていただいております。こちらも広島県のノウハウを市のほうに提供していただいて、市の事業の推進に向けてやっていただいております。また、こちらのほうからは、研修派遣という形で2名若い職員が行って、広島県のノウハウを取得するというようなことをしております。

ことし国のほうに人事交流として、経済産業省の資源エネルギー庁、省エネルギー関係のところに行くんですけども、そういったチャンスをいただいて、どうだろうかというお声がけをいただいたので、この機会にぜひそういった国の施策をつくっていく段階であるとか、実際の政策過程を勉強していただいて、それを持ち帰って、少しでも本市のほうに還元していただくということで、これも研修派遣という形でございます。こちらも国からの分はございません。一方的に市のほうから国のほうに派遣ということでございます。

以上でございます。

○北地委員長 議長。

○細川委員 いろいろと難しくなってくる業務を効率よくやるためにというか、またほかにもいろいろあると思うんですけども、ノウハウを学ぶために積極的にこちらから派遣しているというケースもあるようでございます。それだけじゃなくて、やっぱり人間関係も

つくっていただいて、これからいろいろ大竹市が事業をしていくときに、お互いに支えていただくというか、助けてもらえるような、そういう人間関係もつくっていただきたいと思います。しっかりと学んできていただき、また学べるような人事交流にしていいただければと思います。

しかし、今、積極的にそういった研修派遣を取り入れながら、研修という形で学びをふやしていくということではございましたが、実は今般、自己啓発等休業制度というのがあるというのを知りまして、廿日市市とか広島市とか、結構いろんな市町でやっているようですが、廿日市市とかは毎年JICAに、これは2年か3年ですか、無給で学んできて、その後また職場復帰して学んだことをしっかりと生かしていく制度というように聞いたんですけども、JICAに行ったりとか、大学に行って、より専門的な学びをしてきたりする制度だと聞いておりました。無給であるからいいとは言いませんが、市にとって歓迎すべき研修制度と思いますが、大竹市にはないと聞いたんですけども、今後、ぜひ取り入れていただきたいと思うんですけども、その辺の考えをお願いします。

○北地委員長 中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 今おっしゃったように、そういった休業をしての研修の制度というのは大竹市のほうには設けてございません。当時、国のほうで取り入れたときに検討もしたんですが、なかなか本市のほうでそういった個人のスキルアップのために休業してというところまでは、職員の余力の関係もありまして、踏み切れなかったというところがございます。

今後、その必要性をよその団体の例も見ながら、どこまでできるのかということは研究してまいりたいと思います。

今、国のほうに派遣する分につきましても、あちこち研修視察等に行く聞いております。そういった情報も聞きながら、今後に向けて考えていきたいと思います。

以上です。

○北地委員長 議長。

○細川委員 よその市町に行っても、とても生き生きと仕事をしていらっしゃいますので、しっかりと制度を取り入れていただければと思います。また、この制度は地方公務員法にも規定されてるように聞きましたので、前向きに御検討をお願いいたします。

次にいきます。人口についてですが、ここ数年間の人口の推移を調べてみたんですけども、残念ながら、大願寺の小方ヶ丘の効果があつた当初は人口減少に歯どめがかかったかと思って喜んだんですけども、その後急速に減っているように思います。昨年度はマイナスが300人を超えて400人に近づいているという状況でございます。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価とかもなさっているようですが、ここで幾つかの目標を上げておられまして、ゼロから4歳の人口比率を今より高くするとか、合計特殊出生率を上げるとか、婚姻関係を理由とする転出を減らすとかあるんですけども、この辺の数字についてどのように評価されていらっしゃるのでしょうか。

○北地委員長 三上課長。

○三上企画財政課長 まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標としてゼロから4歳人口

なのですが、平成30年度は3.7%ということで、基準値が3.6%でしたので、これは一応クリアといえますか、超えております。

合計特殊出生率につきましては、1.50人で、基準値が1.38人ですので、これも基準値のほうは超えております。ただ目標値が1.52ということで、これには届いておりません。

済みません、先ほどのゼロから4歳人口も、目標値が3.6%になっておりますので、これは平成30年度はクリアしております。

出生数ですが、基準値が7.4人で、平成30年度が7人、目標値が8.2人ということで、かなり下回っております。

婚姻関係を理由とする転入者と転出者の数の差を縮めるというのが、基準値がマイナス49人、目標値はマイナス25人ですが、平成30年度はマイナス72人ということで、かなり開きがあるという状況でございます。

以上です。

○北地委員長 議長。

○細川委員 状況説明はわかりました。分析はどのようにされましたでしょうか。

○北地委員長 三上課長。

○三上企画財政課長 分析といっても、いわゆる社会増減につきまして、年によってある項目は社会増になっているものもあったら、その翌年はマイナスになったりということで、統一性がないので、なかなか分析というところまではいっておりません。

平成30年においてですが、移動理由というのがあるんですけども、一番増加が多かったのが、退職・廃業ということで、これはプラスで社会増になっております。ただ増といっても12人ですが、その次が介護で9人、負傷が3人で、プラスはその3つしかありません。あとは全部マイナスになっております。一番減が大きいのが、その他ということでこれは全くまた理由がわからない、その他でマイナス79人、結婚・離婚・養子縁組というのがマイナス72人で次に減が多いという状況になっております。この結婚・離婚・養子縁組も、平成30年度はマイナス72人なんですけども、平成29年度はマイナス18人ということで、年によって開きが大きいというのもありまして、なかなか、こうだからああですというような分析は難しいところがあります。

以上です。

○北地委員長 議長。

○細川委員 今年度、大竹市まちづくり基本構想の策定を作業されていくと思いますので、ぜひその辺の数字の分析をやっていただきたいと思います。気になるのがやっぱり社会減では特に20代から30代の人たちが数多く減っているように思います。大竹市はファミリー世代というか、子育て世代の方に数多く大竹市に住んでいただきたいということでいろんな施策を立てているように思っておりましたが、どうなのでしょう。今年度の予算を見ても、防災には非常に力が入っていて、将来の負担がふえても、このチャンスにしっかりと備えておくという気持ちが前面に出ておまして、安心・安全面では非常に力が入っていると思うんですけども、若い世代の定住促進という意味で、若干その全体の意思統一はどうかかなと。例えば、先ほど話がありました、コンビニ及びスマホ収納導入事業

も、私はどこまでいったら採算がとれるかという問題よりも、若い方に大竹市に住んでいただくために絶対に必要な施策じゃないかというように思っているんですね。それであえてこの総括でさせていただいたんですけど、やっぱり全体として今大竹市がどの層に働きかけなければいけないのかというのを、全部の人たちで共有していただきたいと思っているんですけども、例えば今回のこのまち・ひと・しごと創生総合戦略のこういった評価を全体で共有していくという作業をどのようにされているのか少しお聞かせください。

○北地委員長 三上課長。

○三上企画財政課長 まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価につきましては、例年、10月に推進会議をしております。その際に評価というものは資料としてお出ししておりますので、それで庁内のほうに周知はされているものと考えております。

以上です。

○北地委員長 議長。

○細川委員 安心しました。しっかりと皆さんで共有して、よりよい子育て世代に訴える、結婚のときに大竹市を選んでもらえるような施策をつくっていただきたいと思えます。

時間がないので次にいきます。利用者支援事業についてですが、民生費のときに聞けなかったんですけど、母子保健コーディネーターを1人配置するということですが、この方の身分というか、それとあと専任職員になるのかどうか教えてください。

○北地委員長 どうぞ。

○松重保健医療課長 母子保健コーディネーターは、正規職員保健師を予定しております。専任職員かどうかなんですけど、1年は専任職員と考えております。

以上です。

○北地委員長 議長。

○細川委員 専任職員ができるということで、しっかりと施策を進めていただけるものと思えました。

ところで、今回、利用者支援事業母子保健型と、基本型をそれぞれの担当のところ連携を取りながら実施するといったお話でした。この事業をするに当たっては、狙いはワンストップで切れ目のないサービスをしていくんだと、生まれる前から子育て期間にわたって若いお父さん、お母さんたちが安心して子供たちを生んで育てられるようにということだと思うんですが、利用者の視点から見たら、担当は別々のところで別の場所でやるよりは、一カ所でサービスをしていただいたほうがわかりやすい。大竹市が子育て支援に力を入れているというのはとてもわかりやすいし、来やすいと思うんですね。子供が生まれる前は保険医療課、生まれたら今度は子育て支援センターですか、場所も離れております。このあたり、あえて分けた理由、そのメリットがあるのかどうか、それとも将来的には一カ所にしたいという思いがあるのか、将来の見通しもいただきながら教えてください。

○北地委員長 豊原部長。

○豊原健康福祉部長 おっしゃるように、当面、来年度につきましては、場所的問題がございますので、一応緊密に連携することは前提に考えておりますけれども、まず、どんぐ

りHOUSEの中にある基本型の子育て支援コーディネーターを配置したところと、保健医療課におきます母子保健型、保健師を配置しております。

将来的には、おがたこども園ができます。その中に子育て支援センターどんぐりHOUSE、子育て支援コーディネーターが移ってくる予定になっておりますので、全く同じ場所、同じ建物内というわけにはいきませんが、そういった形で、より近いところで緊密に連携していくと考えております。

以上でございます。

○北地委員長 議長。

○細川委員 それぞれ緊密に連携を取りながらやっていただくとは思いますが、このたび私が3款民生費で聞いたらいいのか、4款衛生費で聞いたらいいのかと大変迷ったのと同じように、利用者の方も迷うと思うんですね。一つ心配なのが、2つの課でやることによって、お互いに悪い言い方をすると仕事の押しつけ合いになってしまっただけかなと思うんですね。例えばどちらかにセンター長なりを置くとか、そこが全体の課題を把握して調節をしていくというような体制をとるおつもりがあるかどうか、お願いします。

○北地委員長 豊原部長。

○豊原健康福祉部長 現在のところ、今までになかった支援事業、例えば個別支援計画の作成等につきましては、妊婦全員に支援計画をつくって提示します。切れ目のない支援をしていきますという形で、当面、この間も本会議の中でも申し上げたんですけども、まず、来年度は事業を開始する必要があるであろうということからスタートして、どういったことができないかという事案が出てくると思います。その中で、当然、できないこと、もちろんできないことがあってはいけないんですけども、十分に補えないところも発生したりすれば、その中でまた別途考えていく必要があるかと思っています。

まずは、国等で示された切れ目のない支援を十分にやっていくこと、計画していくことが必要であると思いますし、今言われたようなことも将来的には考えていく必要があるかと思いますが、今のところ、示された事業についてまず十分に行っていく、切れ目のない支援を行っていくということに重点を置いて、当面は考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○北地委員長 議長。

○細川委員 課題があれば、ぜひ積極的に解決の方向にもって行っていただきたいと思いますが、さて、この事業に伴って、産後ケア事業を始めると聞いておりますが、いつからどのように始まるのか教えてください。

○北地委員長 どうぞ、松重課長。

○松重保健医療課長 事業の開始時期につきましては今検討中でございます。7月を目途に始めたいという思いはありますが、まだ準備のほうを整っておりませんので、順次進めたいと思います。

以上です。

○北地委員長 議長。

○細川委員 既に先行してサービスをしておられる廿日市市、広島市、東広島市などの状況

も見ておりますが、宿泊型の産後ケアのサービスは高いようです。ぜひ安くできるように御検討をよろしくお願いいたします。

要望で終わります。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

寺岡副議長。

○寺岡副議長 最後に質疑をさせていただきます。私も利用者支援事業の件で伺っておきたいんですが、先ほど部長からもありましたように、まずは事業をスタートということと、議場のほうでは同僚議員の質問に対して、見守ってほしいといった、そういった旨の発言もあったかと思えます。基本的にはその立場でおりたんですけど、少しもやもや感が残るので、この場をおかりして伺っていきたいと思います。切れ目のない支援ということで、切れ目というのをテーマに幾つか伺わせていただきます。

まずは、ライフステージや分野による切れ目について。これから1年かけて形をつくりながら2年目、3年目と充実させていくと思います。保健、医療、福祉、これからライフステージとしての教育の場に向かう家庭、子供たちについて、誰がそれまで福祉や保健の関係で培ってきた、積んできた個人情報をどういうふうにつなげていくのかというところ。

それから今の家庭の中では、しつけと養育の違いがあると思います。保健や医療、福祉の部分の養育と、家庭教育としてのしつけ、これが今の竹市市の体制だと、それぞれの課に分かれるわけですね。これをどのように市としては整理していくのかというあたり、これも切れ目になると思います。

それから、ここの部分でいくと、今、こども相談室が大竹市はすごく大きな財産としてあると思います。これまで15年ぐらい多くの家庭、子供たちを救ってきた実績があって、蓄積してきたノウハウがある。そして情報もお持ちであると、これらを今後、ネウボラの機能ができたときに、どのようにつないでいくのか、存在の立ち位置が市の中で変わってくるんじゃないかなと思います。特に、先ほどの議長に対する御答弁で、将来的にどんぐりHOUSEがおがたこども園に移設したときに、これまではほぼ同じ場所でやっていて、情報のやりとりも実にスムーズに行っていたと思うんですが、それが将来的に場所が移動することになったときに、どうやって連携を深める、もしくは融合させるべきだと思うんですが、この将来的な流れをどうするのかというところも伺わせてください。

次に行政区の切れ目なんですが、里帰り出産、大竹市外で生まれる、準備をされる。また逆もありますよね、こちらに帰ってこられて、都市部など別のまちでまた生活をされるという方の母子の健康状態の情報をどのように現地とやりとりをしていくのかという、この切れ目ですね。行政区の切れ目をどう考えておられるか。

続いて、人の切れ目、これは職員の異動というところから思ったんですけども、どうしても地方に限らず公務員は多くの方が異動の宿命があると1年前の一般質問で伺っています。ただそれがいいことばかりとは限らないと思います。この異動について、人の切れ目ができるなど。

それから、今のこんにちは赤ちゃん事業とかも民生委員や児童委員の御協力をいただいていると思います。すごくいい事業で、大竹市でも長くやっただいて、大変ありがた

いことなのですが、この民生委員、児童委員の交代というのも結局人の切れ目になりますよね。この辺も含めて、民間の皆さん方と、今役割を分担している現実があって、この人の切れ目をどのように整理していくのかというところを伺っておきたいと思います。

あと、今回のことを考えていく中で、大変私自身が混乱したんですけども、法の切れ目、民法と学校と教育法、児童福祉法、最近できた子ども・子育て支援法、これは児童、子供、少年、言葉が入りまじって全部の法律で何歳までという定義が全部違うんですよ。私すごい混乱して、この場では福祉課、保険医療課、総務学事課、生涯学習課、それぞれのことに触れて質疑をさせていただいたんですけど、皆さんの中でそれぞれ得意分野の法律があって、その中で考えていかざるを得ないけれども、子ども・子育て支援事業計画とかをつくる上では、同じ定義の中でやらなければならないはずですよ。皆さん方がどのように整理をされたのかをアドバイスいただけたらと思います。

最後になりますが、そもそも、なぜ切れ目があってはいけないのか、このあたり、概念的になりますが、どういった思いの中でつくってこられたのかお聞かせいただけたらと思います。

以上です。

○北地委員長 豊原部長。

○豊原健康福祉部長 多岐にわたる項目の中で、つながりを大事にした副議長の御質問だったと思います。今お聞きする中で、なかなかどう答えるべきかなというのがストレートにすぐに浮かばないというのが実態でございます。

ただ、先ほどの繰り返しになりますけども、これまで、十分にできていなかった切れ目のない支援、子育て生活支援センターの必須の業務として、妊産婦、乳幼児等の実情を把握しましょうと、それから妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行いましょ。それから支援プランを策定しましょ。それと保健医療また福祉の関係機関との連絡調整を行いましょと、そういった形で、今までは確かに十分にできていなかったことについて、今後そういった子育て世代包括支援センターも整備して人を配置して取り組んでまいりましょということが考え方にあるのではないかと思います。

例えば個別支援計画の策定については、今まで妊婦全員に支援計画を提示して、特に要支援者には個別支援計画を策定する、要はネグレクトですとか、そういうことが生じないようにするためには、そういった形で計画をつくる中で要支援者を見つけていく、実際にその保健師、あるいは先ほどの子育て支援コーディネーターが面談等を行う中で、そういったことを発見、もちろん今までもしてきたんですけども、これからはそういった形で、そういった芽をつぶしていこうという形で取り組んでいこうと考えているところです。

なかなか総合的な話になって、本来は私のほうからお答えすべきところなんですけども、里帰り出産であるとか、人の切れ目であるとか、民生委員の分について、あと法律のたてりの関係ですね、今おっしゃったことについてです。済みません、今、全てをストレートにお答えできる言葉が見つからないというのが正直なところでございます。申しわけございません、以上で終わります。

○北地委員長 寺岡副議長。

○寺岡副議長 お答えしにくい質疑になってしまったかもしれません。基本的には、先の本会議で、部長もまずはスタートしてみて、見守ってほしいというお言葉の立場で私もおりたいと思います。先ほどの発言は課題として受けとめていただいて、一つ一ついいものをつくっていただきたいと思います。

ネウボラ的な仕組みが生じることによる、保護者の小1ギャップこれが起こらないようにしてもらいたいと思います。小1プロブレムとか20年ぐらい前から言われていますけど、保護者が、小学生になったら途端に市とかの対応が変わったな、ネウボラのときはあんなによかったのに、といったことにならないような、しっかりライフステージの中での連携、切れ目というのをつぶしていただきたいと思いますので、また研究していただきたいと思います。ありがとうございました。

○北地委員長 以上で一般会計に関する総括質疑を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は14時30分。国民健康保険特別会計予算から入ります。よろしくお願ひします。

14時20分 休憩

14時29分 再開

○北地委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。日程第2、議案第2号令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算、日程第3、議案第7号令和2年度大竹市介護保険特別会計予算及び日程第4、議案第8号令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算の3件につきましては、関連がございますので一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 異議なしと認めます。よって、本3件を一括審査とすることに決しました。

歳入歳出の一括質疑に入ります。

1回目の質疑をお願いいたします。

藤川委員。

○藤川委員 よろしくお願ひします。324ページです。見守りタグ使用料ですね。以前にも説明をしていただいたんですが、現在の状況をお聞きしたくて、見守りタグを使用している方の人数、何人使っているのか。それと見守りタグアプリ、ボランティアのアプリです。これは大竹市民の方がダウンロードしている人数はわからなかったんですね。私、何か月前にホームページからその見守りタグアプリをダウンロードして、今、見ているんですが、広島県で21人って出ているんですが、これは広島県内にいる数字ということ。この数字はどうか、教えてほしいです。

それとこの見守りタグアプリ、ホームページにも載っていますし、前に一度、市広報で見たことがあります。この現在の周知方法をお願いします。

○北地委員長 元田係長。

○元田地域介護課地域支援係長 御質問のほうなんですけども、御承知のとおり、この見守りタグ事業のほうは平成30年度の初めからスタートしている事業になります。この事業は、

少し繰り返しになるかもしれないんですけども、認知症により徘徊のおそれ等がある方の見守りをするために、見守りタグという子型の端末機、以前にも御説明したかと思うんですけども、大体印鑑ぐらいの直径で15グラムぐらいのすごく小さいものです。それを所持して、かばんに携帯したりとか、あと専用の靴が売ってあるので、そういうものを履いて、徘徊をされた方が、あらかじめ委員がおっしゃったような見守りタグのアプリをインストールした方とすれ違うことによって、それがサーバーに位置情報とか、時間帯とかが蓄積されて、家族等の負担を軽減する、探しやすいようにするというものです。以前にも聞いていただいたこともあるかと思うんですけども、現在の見守りタグの利用者さんは2名です。以前は3名とお話したかと思うんですけども、1人は施設入所に伴い返還されましたので、現在は2名の方です。

見守りタグアプリのインストールをしている方というのが、私も自分自身が実際に登録しているのが21名というのは最新の数だなと思ったんですけども、常に位置情報をオンにしていないと、ふえなかったりとか、そういったことがあるのかなと感じております。

以上です。

○北地委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。この見守りタグを使っている方は今は2名、この方は自分が利用したいから市に問い合わせる、ホームページを見る。ですがこの見守りタグアプリですか、興味のない方はどこにも目に触れることができないと思うんですよ。だから先ほど同僚議員がおっしゃった、市ホームページのトップページにリンクを貼るとか、市広報に毎月載せるだとか、防災メールも一緒だと思うんですね、大竹市民の皆さんに伝えたいという気持ちがホームページから伝わってこないんで、そこについて今後も御検討していただければと思います。

以上です。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 国民健康保険特別会計と介護保険特別会計とそれから後期高齢者医療保険特別会計、3議案が一括ですから、それぞれについてお聞きしますが、国民健康保険特別会計の上で、今年度、国民健康保険料の値上げはあるんですか、ないんですか。あるとすれば、加入者市民一人当たりどの程度の値上げになりますか。

それで予算審議の時点では、値上げ幅が幾らとおっしゃっても、納付書が届く6月段階ではそれとはかなり高額な保険料が請求されるということが例年なんですけど、そういったことを見越して、どの程度値上げになるか、値上げの金額を示してもらいたいと思います。

それから介護保険料は、一定の累進性が導入されてきて、それなりの負担の公平化が考慮された形になっているんですけど、これも介護保険料の値上げ幅があるのか、ないのか。

それで国民健康保険にしても介護保険にしても後期高齢者医療にしても、加入されている皆さんは、その保険料が毎年のように値上がりすることによる負担にかなり深刻な声が我々にも寄せられておるのが現状なんで、いずれも値上げをされるのか、されるとすれば一人当たりどの程度の値上げになるのか。そここのところも聞かせてください。

○北地委員長 松重課長。

○松重保健医療課長 令和2年度の被保険者の保険料の負担がふえるのかという御質問につきましては、現時点で申し上げられるのは、国民健康保険は県の推計をしている推計値でしかお答えができません。それによりますと、本市の令和2年度分は13万1,086円でしたので、令和元年度分と比較しますと254円増加しているというような結果でございます。

実際に委員が言われるとおり、実際に賦課するときとの差はございますが、現時点で言えるのはこの数字となります。

以上です。

○北地委員長 森川係長。

○森川地域介護課介護高齢者係長 介護保険料ですけれども、介護保険料につきましては3年ごとに策定する介護保険事業計画のほうで介護保険料のほうを定めておりますので、令和2年度につきましては、現行の第7期の計画期間内ですのでそのまま変更はありません。令和3年度からの3年間の介護保険事業計画の中で、介護保険料については検討していくんですけれども、それは来年度作業をしていくこととなりますが、基金等もありますので、それらも含めて、できるだけ、極力上げないということでは検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○北地委員長 三浦課長補佐。

○三浦保険医療課課長補佐兼国保年金係長 後期高齢者医療制度の保険料率につきましては、2年ごとに見直しをされるようになっております。令和2年度から見直されました保険料率が適用されます。数字を言いますと、均等割が4万6,451円で、951円ほど増加しております。それと所得割につきましては、8.84%で、0.08ポイント増加しております。

以上でございます。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 ここについては、スタートの段階で県単位で広域化された時期に必ずしも県単位の標準保険料率を適用することをしなくても、市町村段階でこれまで蓄積した努力なり、その医療環境なりを考慮した上での保険料の設定を認めることになっておったんですが、今の話では、県単位の標準的な保険料率が適用されるような話よね。いつ崩れたんですか、その申し合わせなり、国のこの制度のスタート段階での説明が。

そのことと、介護保険については今から第8期の計画を組むとおっしゃるんですが、しかし、この計画を組むに当たっては、市の担当課のほう为主导されるというのは当然の事なので、そこでの計画策定に当たっての配慮なり、また市としての方向性がいやおうなしに反映されることになるわけですから、もう少ししっかりした計画策定に臨む市の考えなり姿勢を示してもらいたいと思うんですが、その中で特に私は累進性をさらに高度化するというところに踏み込んだ議論をしていただくような対応をお願いしたいと思うんですが、そのことについてはどうですか。

それから後期高齢者については、県段階の審議に委ねるしかない現状なんですけど、しか

し、後期高齢者の県段階での会議の席で、議会側を代表する委員と執行部を代表される委員とわずか2名しか出てないよね。しかし、その会議の内容については、全然議会にも報告がありませんから、我々も知る由がない。今回値上げをするんだとおっしゃるんですが、値上げの理由なり、事情なりを説明してもらわないと、ただこうなりただけでは我々もそれだけの話では理解もできないし、納得もできんわけですから、よろしく願います。

○北地委員長 三浦課長補佐。

○三浦保険医療課課長補佐兼国保年金係長 国民健康保険料のことです。先ほど課長がお答えしたのは、集めるべき保険料総額の一人分ということで、保険料収納必要額13万1,086円というのをお答えしております。こちらのほうは県が設定します事業費納付金に納める保険料を集めるべき額として設定されておるわけですが、実際の賦課は、今後6月ぐらいに各市で行いまして、そこでやはり先ほど山本委員が言われましたように、基金を投入して独自に下げていくのかという検討をしていくことになると思います。その基金を投入するとかいう話も、令和5年度までは激変緩和期間とされておりまして、そこまでについてはそういったことも措置することができると、それ以降は準統一の保険料率というのを各市町が設定していくということになります。

後期高齢者医療の値上げの理由なんですけども、今回の料率改定において、保険者数及び医療給付費の増加が見込まれたということで、これらのことによりまして保険料収納必要額が上昇するということになりました。

それと賦課限度額のほうも、後期高齢者医療におきまして62万円から64万円に上昇しておりますので、そちらのほうも一因となっております。ただ、賦課限度額のほうは、増額されることによりまして、所得割率の上昇が抑制されますので、中間所得者層の方にとっては保険料負担の軽減につながると思います。

以上です。

○北地委員長 佐伯課長。

○佐伯地域介護課長 第8期の介護保険事業計画をこれから検討してまいります。どうしても高齢者の方、要介護、要支援認定を受けられている方の人数はおのずとふえていきますし、現在、第8期計画に向けてニーズ調査等を行っておりますけど、需要を鑑みまして、施設等が必要であればそれを整備していかないといけないというところも、保険料が上がるほうに作用してまいります。そういったところで上がる保険料をどうするかというところで、先ほど申しましたように、なるべく低額に抑えたいというのは気持ちとしてあります。

先ほど、基金を活用してということもありましたし、委員がおっしゃいます累進性と、我々も大きい段階、多段階化とっておりますけれども、国の段階は9段階ございます。9段階のうちの本人が市町村民税課税となっている段階、国で言えば6以降、6、7、8、9の段階が高いほうなんですけど、こちらについて段階をふやすことができるということもされています。

大竹市の場合、国でいう9段階、9段階というのは、本人の所得が300万円以上、大竹

市は特別に290万円としておりますけど、その段階が国は一律の割合なんですけど、大竹市はそこを3つに分けておりまして、合計11段階、先ほどの290万円以上から次は400万円を境に、次は600万円を境にということで、率を上げて全体の保険料を押さえているということをしております。これは前回、第6期から行っておりますけど、第8期に向けてもこれをさらにふやすことも可能ですので、それをふやすのかといったところも含めて、保険料をなるべく抑えていくという方向で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 それでこのあり方の中に、平等割とか均等割とかあるね。これはどうなりますか。例年と変わらないの。ここも引き上げるんですか。そういう部分も引き上げて、一人当たり254円、4人家族なら1,000円余り、こういう理解でいいんですか。均等割とか平等割は別だということになる。

それから介護保険の問題ですが、この要支援1、要支援2の扱い、それから要介護1とか要介護2とか認定された方の扱い、特にこの一般会計の審議の中でも同僚議員からも話があった、特別養護老人ホームに入所したいけど入所できなくて、間もなく亡くなられたということを知れば、今生きている人のための制度ですから、そういうことを考えれば、この制度が国保介護の支援を受けたい、認定を受けて介護保険制度の恩恵にあずかりたいというふうな思いを持ちながらも、その恩恵にもあずかることができないまま亡くなるということでは、制度上も、また執行者としても非常に辛い思いをされているんじゃないかと思うんですね。そういったことを含めて一つ国民健康保険にしても、介護保険にしても、後期高齢者医療の問題にしても、やっぱり高齢者を大事にする政治でなくては、子供も大事にできないし、市民主体の政治なんていうのはできないので、そういった思いを込めて質問しとるので、もう一度その辺のことを聞かせてください。

○北地委員長 松重課長。

○松重保健医療課長 令和2年度の国民健康保険料率について御質問がありましたのでお答えしたいと思います。

県が行う本算定の結果では、3区分の合計で平等割率が11.38%、均等割額が4万5,766円、均等割額が3万5,460円となっております。令和元年度の料率と比べますと、所得割率は0.75ポイントの減少、均等割額は693円の増加、平等割額は3,260円の減少となっております。

先ほど申しましたのは、被保険者数で割った人数になっておりますので、世帯等によりましてこの金額のほうは変わってくるものと思われま。

以上です。

○北地委員長 佐伯課長。

○佐伯地域介護課長 特別養護老人ホームの入所基準のことで御質問があったと思いますが、そちらのほうでお答えしたいと思います。

平成27年からですけど、特別養護老人ホームへの入所は要介護3以上に限定されたところでございます。この介護保険という制度が国全体の制度でございますので、ある程度従

わざるを得ないという部分があるんですけど、中には要介護2以下であっても、例えば認知症があるとか、単身であるとか、家族の介護力が少ないとか、そういった事情があれば施設のほうからこういった事情があるので、申し込みのほうは規定をしておりますので入所はできないんですけど、特別養護老人ホームのほうへ入所申し込みはできていると、そういった中で認知症であるとか、単身でお暮らしであるとか、そういった事情のある方については施設のほうからこういった方は特別な事情があるんだけど入所しても構わないかという相談があるケースがあります。そうして入所していただいた方もいらっしゃいますので、個々の事情により必ずしも要介護3以上でないとい入所はできないということではない。ということで、件数にしてこれまで4件ではございますけど、そういったケースもあるということで御理解いただければと思います。

以上です。

○北地委員長 よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

和田委員。

○和田委員 今、山本委員の質疑に関連があると思うんですが、312ページ、令和2年度介護保険料の歳入予算額が、前年度に比べて1,300万円ぐらい下がっていますよね。この理由はわかりますか。

○北地委員長 佐伯課長。

○佐伯地域介護課長 済みません、答弁がおくれました。

単純に下がった原因は、消費税が10%になってから、先ほどの保険料段階の話を申しましたけど、保険料段階の低い方から第1段階、第2段階、第3段階と、ここまでの方については、国からの低所得者の軽減対策ということで、公費で補填をしますというところがございます。これは消費税が8%になったときから、第1段階について、一番低い段階については導入されていたんですけど、10%に引き上げられたときに、第2段階、第3段階も反映されたということで、令和元年度は半年分、10月から以降のみ公費として補填されますので、その分いただく保険料は下がります。これが令和2年度からは通年、1年分ということになりますので、補填される額が大きくなったということで、その分実際にお支払いいただく保険料が低くなり歳入への計上が減額されているというところでございます。

以上です。

○北地委員長 和田委員。

○和田委員 私は単純に被保険者が亡くなって少なくなったんかと思ったんですけど、そうじゃないんじゃない、はい、わかりました。ありがとうございます。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 235ページの国保料滞納処分事業でお伺いします。

これは新型コロナウイルス対応ということで、国民健康保険証の資格証明書を交付されている被保険者に短期保険証を交付するよう、各自治体へ指示を求めるということであり

ますが、厚生労働省が先月2月28日に、厚生労働省保健局国民健康保険課長名で新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取り扱いについてということで、感染拡大の防止のために資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うという指示を出したということでありますが、これは当然これからも続くことだと思いますので、お伺いしておきます。

この資格証明書の方は、多くの方が10割の自己負担が課せられると誤解したまま、その受診を控えるというような状況があるので、早く被保険者に行政から今回の取り扱いを直接説明するように求めたものだということではありますが、この対策については、どのようになさっていらっしゃるか。ということと、短期被保険者証と資格証明書の発行者数も一緒にあわせてお伺いします。

○北地委員長 三浦課長補佐。

○三浦保険医療課課長補佐兼国保年金係長 資格者証の発行枚数でございます。令和元年度の8月1日の更新時点の数字ですけれども、資格証明書が人数的に117人です。世帯数にしますと93世帯、短期被保険者証につきましては、人数が253人で、世帯数が147世帯でございます。

以上でございます。

○北地委員長 松重課長。

○松重保健医療課長 済みません、通知のほうが出来たというのは確認はしておりますが、実際に医療機関等は県の医師会を通じて同じ通知文は来ていると思います。今のところ本人に対しての市からの通知等は特にいたしておりませんが、医療機関においては、窓口でそういう対応をしていただきたいという国の通知のほうは県、医師会を通じて出しているという状況でございます。

○北地委員長 山崎委員。

○山崎委員 確かに、厚生労働省が医師会に出した文書もあります。しかし、都道府県民生主管部、あるいは国民健康保険主管課等へ出された厚生労働省の通知文もあるんですが、結局、県が知っておられても自治体でそういった被保険者に通知がいかないと、結局10割負担だと思って受診控えをされるということが今問題になっておるわけですよ。そういったことでは、ぜひ課題として、これはずっと4月以降も続きますので、よろしく願いいたします。

それで次に、国民健康保険についてお伺いしますが、厚生労働省がこの新型コロナウイルス対策ということで、経済活動に悪影響が出ていることを踏まえて、国民健康保険料を納められない人に納付期限を延長できることを全国の自治体に通知したということでありまして、先ほど税の納付が難しい人については猶予するんだというようなお話もありました。それで自治体は各自の判断で納付を猶予できるが、介護保険料についても同じ扱いにしたということで、感染症の拡大で観光業や飲食業などの幅広い業種が影響を受けている。年金事務所には売り上げの減少により保険料の支払いが難しくなっているなどの意見も出てきておるということで、国民健康保険料と介護保険料について、延長の手続きをしてもらえれば延長できますよということだと思います。

それで例えばどれぐらい延長できる期限があるのか、あるいは延長後、どうやって返済していくのか、納付ですね。これは分割納付ができるのか、延長することによって延滞金がつくのかどうか、そういったことをまた一部免除ということもあるみたいでございしますが、そういったことについての対応、保険者、被保険者はどうしたらいいのかということ、延ばしてもらったら返済は一括だというのでは大変だと思うので、延滞金がつくということはないんだろうと思いますが、そういったことについての安心感をお伺いしたいんですが、よろしくをお願いします。

○北地委員長 岡崎主幹。

○岡崎市民税務課主幹兼収税係長 一応国のほうから、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付猶予に関する事務の取り扱いについてということで通知が来ております。まずこれにつきましては、徴収猶予の規定というものがあります。それは国民健康保険、介護保険は大竹市の各条例に、後期高齢者医療は広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例で規定されております。

内容につきましては、各条例とも文言が違ったりするんですけども、おおむね資産や財産が盗難にあった場合や、病気や負傷、事業の廃止、休止または著しい損害を受けた場合等に該当し、収入が著しく減少したため等で納付すべき保険料の全部または一部を納付することができないと認める場合におきまして、納付義務者の申請によりまして、保険料を納付できないと認められる金額を限度といたしまして、6カ月以内の期間に限って徴収を猶予することができると規定されております。

あと、延滞金なんですけども、扱いは税と同じだと考えておりますので、恐らく延滞金のほうは全額または一部免除になろうかと考えております。

支払い方法といたしましては、個々の事情をお聞きしながら、分割しての納付になろうかと考えております。

これについては申請が必要ですので、また市民の方に市ホームページ等で周知を行いまして、申請がありましたら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○北地委員長 山崎委員。

○山崎委員 短期で終わらなくて、長期にわたっての新型コロナウイルス対策というのが必要ようでございますので、引き続いてよろしくお願いたします。

それで介護保険料の滞納処分についてお伺いします。介護保険料の滞納理由として預貯金などを差し押さえる滞納処分を受けられた人が本市においてはどれぐらいありますか。さらに、滞納の罰則など、ペナルティーとして介護保険給付の制限をつけられた人はおられますか。もし滞納処分を受けられた方がおられれば、滞納処分で保険料を充当できた人はどれぐらい該当しますか。こういったことについてお伺いいたします。

○北地委員長 佐伯課長。

○佐伯地域介護課長 3つ御質問があったと思うんですが、2点目と3点目について先にお答えをしたいと思います。

介護保険料を滞納されましたら、2年以上の滞納がある場合に、先ほど委員がおっしゃ

った、給付制限といますか、通常介護保険を利用すると1割負担でサービスが受けられるんですけど、これは基本1割、2割、3割の方もいらっしゃいますけど、それが1割負担が3割負担になる、2割負担も3割負担です。3割負担の方は4割負担になるといった感じで、介護サービスを使ったときにそういった制限がかかることになります。

件数につきましては、事例としてはございます。ゼロ件という年が多いんですけど、大体ゼロ件から3件ぐらいの件数が毎年出ております。平成30年度はゼロ件、平成29年度は1件、今年度は、済みません、まだ統計をとっていないんですけど、記憶では1件あったかなというところでございます。

保険料への充当と申されたと思うんですけども、2年以上たつたものは、もう不納欠損という形で処理をしておりますので、もう充当ができる状態にないというところでございます。

以上です。

○北地委員長 岡崎主幹。

○岡崎市民税務課主幹兼収税係長 介護保険料を滞納して、滞納処分をしたかどうかということなんですけども、数字的には今持っていないんですけども、恐らく滞納をされる方は税や保険料などを複数滞納される方が多くて、滞納処分というのは、この保険料とかの税とかという、その人から差し押さえる金額をいただいてからそれを振り分けるということになりますので、介護保険料の滞納に基づく滞納処分というものはあるということになります。

以上です。

[発言する者あり]

○北地委員長 岡崎主幹。

○岡崎市民税務課主幹兼収税係長 介護保険だけでというわけじゃなくて、全体で差し押さえ等を行いますので、介護保険についても処分があるということです。

○北地委員長 山崎委員。

○山崎委員 介護保険ではわかりにくいけれども、さっき言った滞納処分が年間を通じて何件かあるということは、これはどういうことなんですか。滞納を一括して処分するから、介護保険の滞納ということにはならんと言われるんだけど、件数としては年間ゼロ件から3件ぐらいまでであるということについてはどういうことでしょうか。そこが理解しにくいんだけど。

○北地委員長 個別にはしないということなんですか。

佐伯課長。

○佐伯地域介護課長 私が申し上げたゼロ件から3件というお話でございます。国民健康保険料を引き合いに出してどうかなと思いつつながら、国民健康保険料は滞納した場合に短期被保険証であるとか資格証明書であるとか、そういったものが発行されるということで、給付制限が行われる。ただ、介護保険は実際に短期被保険証といったものがないので、実際に介護保険の認定の申請をされたときに、認定をされた方について過去に滞納があるかないかというのを調査いたします。調査して納付期限から2年以上経過したもので滞納

があった場合に、10年間までさかのぼるんですけど、その間の滞納の月数に応じて、何月か、先ほど申しましたように1割負担が3割負担になったりとかといった給付制限が行われることになっておりますので、実際の徴収のところとは少し違うということでお考えいただければと思います。

以上です。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 以上で、第1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 国民健康保険にしても、介護保険にしても、後期高齢者医療制度にしても、結局は高齢者がほとんど対象で、高齢者の肉体的な、精神的な状況が、医療費等に反映していると思うんです。そのことを最近専門家の間では、できるだけ医療機関に世話にならないように、介護の認定を受けることがないように、予防に努めるためのいろんな施策を市町の段階でも、また民間の間でも努めて、そういったことに取り組んでおられるようですね。それで年をとればどうしても知能の働きも弱くなるし、それから肉体的な手足の動作も緩慢になるし、いろんな症状がいやおうなしに出てくるわけです。それで75歳など、年齢の区分をして制度がつくられておると私は理解しておるんですが、そこで介護にしても医療機関に世話にならないようにするための高齢者に対する日常的な対応をどうするかというのが今、大きな問題だろうと思うんですが、せんだっての一般会計の歳出の審査において担当のほうからいろいろ市として取り組んでおる状況についてお話があったし、私もまたそういうことに取り組んでおられる自治体なり、団体等があれば会って交流などのお世話をしたり、それを全市的に普及していく努力をすべきだということを申し上げましたが、この場では国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療に関する、これはほとんどが高齢者の皆さんが対象ですから、しかも所得の比較的少ない人たちが世話になる制度ですよ、そういったことで、日常的にどうすればそうした人たちが要介護や、あるいは医療機関に長期入院にならないようなことが可能なのか、そのところを一つこの機会に執行部のほうも考えてもらいたいと思うんですが、そのことに関して、特に介護保険の担当課の皆さん、国民健康保険の担当課の皆さん、それぞれ思いもあったり、関係諸団体との協議を通じて、新年度や、新たな計画の中にはこういうことを取り入れるとか、新年度はこういうことに取り組むということがあれば聞かせてもらいたいんです。

○北地委員長 元田係長。

○元田地域介護課地域支援係長 日常的に運動ができる場がどういうふうな機会があるかという御質問かと思えます。

年齢を重ねても、筋量や骨量というのはふえると言われております。でもそれは日常的に体の柔軟性や筋力やバランスを鍛えるような運動をしなければふえるということにはならないとも言われています。

現在、市のほうでは、元気はつらつ教室というものを週に1回、おがたピアとサントピ

アのほうで行っております。こちらのほうは大体どちらも毎回40名ぐらいの参加をいただいております。そのほかにも公民館で月に1回、玖波公民館では月に2回になるんですけど、体のほうの健康講座ということをやっております。運動のほうをされたりとか、あとは脳トレ、簡単にできるストレッチなんかもやっております。こちらのほうも常時大体25名から30名ぐらいの参加をいただいております。そのほかにも、御存じだと思いうんですけども、いきいき百歳体操を身近で体操ができる通いの場ということで週に1回程度、現在、市内で19カ所行われております。

以上です。

○北地委員長 新畑課長補佐。

○新畑保健医療課課長補佐兼健康増進係長 健康増進係です。国民健康保険の立場から補足をさせていただきます。国民健康保険のほうでも、特定健診を受けていただいた後、不安のある方を対象に、さまざまな教室を実施しておりますが、数年たった今、後期高齢者医療の年齢に到達した方、もしくはそれに近くなった方の参加がふえておりますので、今年度から1教室ほど国民健康保険だけでなく、後期高齢者医療の方も利用できるように一教室の予算の一部を一般会計に少し振りかえして予算計上させていただいたという経緯もございます。

また、やはり車を手放すということも含めて、今後の生活のことも含めて考えていかなければならないということもありますので、いかに地域支援係で担当しておりますいきいき百歳体操のような、小さな通いの場ですね、自分の家から歩いて行けるところで通っていける通いの場へつなぎかえるか、ということも模索をしていく年に、来年度はなるのではないかと考えております。

以上です。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 それで、私も高齢者の一人ですから、私自身の生活については私なりに努力しているつもりですが、それでも一昨年、転倒して長期入院をせざるを得なかったということも経験しました。

それで今専門家の間で、このフレイルという言葉が使われて、フレイルとは何ぞやということになると、高齢者の肉体的、精神的衰弱の状態だと、だから私も間違いなく衰弱してきておると自覚せざるを得ないんですけど、そういう要するに70歳を過ぎる75歳以上になるとこのフレイル、これはもう誰しも避けることができない状態になる。精神的にも肉体的にも。

それでその要因はどこにあるかと言え、精神的にも肉体的にも衰弱が進みますと、疲れやすい、筋肉の減少に、それから転びやすい、ちょっとした段差につまずいて転倒する、それから食事が余り進まなくなる、栄養が十分でなくなる、それから歩いたり動いたりする動作が低下して非常に緩慢になるという症状がフレイルの一つの問題だと。

それから精神的な問題としては、認知機能が低下すると言われていまして、自分の判断力、記憶力、こういうことがなくなる。それから鬱になる。

それから3つ目には社会的要因によるものも大きいと言われていまして、外出がお

つくうになる、家に閉じこもりきりの状態が続くと、これはひとり住まいとか、老々介護に至るような老夫婦の家庭とか、それから閉じこもりは今、40代でもあるそうですが、高齢者は特に閉じこもりが多くて、全く外部の人との接触の機会がなくなるという社会的な要因がフレイルの最たる要因で、結局長期入院とか、介護の認定を受けないとならんとか、後期高齢者医療制度の世話にならんといけんとかいうことになるんだと、こういう分析がされている。

それで我々ができるところは社会的要因のところではどうするかという問題は、さっきから市として取り組んでおられる、また各団体で努力されているような経験をさらに普及するという努力が大きなこのフレイルの解消につながるんじゃないかと思うんですが、そのことについて、今後、新たな介護保険事業計画を策定していくとおっしゃるんですが、これは何も介護だけの問題じゃないんで、国民健康保険にかかわっても、後期高齢者医療にかかわっても、高齢者全体を対象にする問題ですから、そういった意味で、担当者のほうでは鋭意、今のフレイルの予防についての取り組みをぜひ新年度、普及に努めてもらいたいと思うんですが、そのことについて、もし、こうだという思いがあれば聞かせてください。

○北地委員長 佐伯課長。

○佐伯地域介護課長 介護保険寄りの話になるかもしれませんが、フレイルというのは、委員がおっしゃったような状態ではあるんですが、加えますと、まだまだ改善可能な方になります。そういった方を対象に、現在、介護予防であるとか、そういった取り組みをしているところなんですけど、先ほど事業を申し上げました、元気はつらつ教室とか、いきいき百歳体操、これは基本的に週に1回の体操なり運動を中心に取り組みをするというものに力を入れております。運動のほかに栄養であるとか、口腔の管理とか、そういったところも含めて週に1回、継続的に行っていただくということで進めつつあります。

それから、いきいき百歳体操もそうですけど、定期的に状態がどうなっているかというのを検証もしております。一番最初に専門職の職員が参って、いろいろ運動のテストをしたりとか、例えば何メートルか先の目標に行って帰って何秒かかるかとか、そういった数値を残しておいて、3カ月後、6カ月後にどうなっているかという検証もしております。改善される方がたくさんいらっしゃいます。特にいきいき百歳体操では、御近所の集まりで進めておりますので、現在19カ所ということではなかなか箇所数がふえるペースが遅くなっていますが、そのように御近所で集まることによって、おしゃべりなんかもしていただいて、精神的にもリラックスできるのかなというところもありますので、計画をつくるに当たってとおっしゃいましたけど、今後、そういった地域での集まりの場というものを、どんどんふやしていきたいと考えております。

以上でございます。

○北地委員長 よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 以上で、第2回目の質疑を終結します。

3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 最初の質問の中で、国民健康保険については均等割、平等割というふうにありますよね。それで、いろいろ賦課すべきことが定められておるんですが、ただ単に保険料というだけでなしに、そういった平等割とか均等割とかいうことを含めていくら値上げになります。予算の上で。ほかの段階ではまだここじゃはっきり言えないということですが、ほかの段階じゃあここで説明された金額よりかさらに大きくなるのが毎年のことで、しかし、ここで金額をさっき一人当たり254円だとおっしゃったんですが、その中には均等割とか所得割とかいうのは含まれておらんでしょう。だからそういうものを含めて幾らになるかということをおっしゃってください。幾ら負担になるのかという、私の問いはそういうことです。

○北地委員長 予算書上でよろしいでしょうかね。

答弁をお願いします。

三浦課長補佐。

○三浦保険医療課課長補佐兼国保年金係長 料率につきましては、先ほど課長から、市町の算定方式での標準保険料率を答えさせていただいております。一人当たりの負担につきましても、現在、13万1,086円というのが保険料収納必要額の一人分になりますので、昨年度と比較すると254円増額になります。

以上でございます。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 約13万円を4人家族なら4倍するわけ、それが年間の保険料になるというのがこの予算書上の金額になるわけ、4人家族ならどうなるの。

○北地委員長 松重課長。

○松重保健医療課長 先ほど申しました13万1,086円、こちらは収納必要額を全被保険者数で割っておりますので、一人分ということにはなるんですが、それが4人家族だから掛ける4になるかということ、そういうわけではないです。ただ、今の本算定の中で所得割率等が出ておりますので、試算はできないこともないと思うんですが、今のところその数字は持っておりませんので、今申し上げました一人当たりの金額と保険料率のみを、済みません、お答えさせていただいております。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 とれるじゃろうもんね、よくわからんけど。一人当たり13万1,086円だったのが、254円上がるというんでしょう。だから13万1,086円プラスの254円かといったら、そうじゃないでしょう。新年度。そんなことじゃないと私は理解しとるんじやが、そういうことでいいんですか。

○北地委員長 三浦課長補佐。

○三浦保険医療課課長補佐兼国保年金係長 13万1,086円というのが今年度の一人当たりの保険料収納必要額でございます。集めるべき額が一人当たりその額ということですね。ですから実際の賦課に当たりましては、また収納率を割り戻して集まるように賦課をしてい

きますので、相当違う金額にはなつてこようかと思ひます。4人当たりといひますと、やはり一人当たりの集めるべき額が13万1,086円、これが254円上がった額になりますので、昨年は13万832円でごさいました。それが254円上がりまして、13万1,086円、4人当たりになりますと、一人当たりの保険料収納必要額の4人分と、お答えできるのが今の数字かなと思ひます。実際の賦課はまた数字が変わつてきますので、それは6月ぐらいにお示しできるのかなと思ひます。

以上です。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 国民健康保険加入者の皆さんと私も接点を持っておりますが、新年度、国民健康保険料は254円しか値上がりしませんよと、こういう説明を前提に、しかしほかの段階では、この254円は500円になるかもわからん、600円になるかもわからんと、こういう説明でいいというわけですか。我々もまちを歩けば、いろんな人と出くわすこともあるし、呼びとめられてそういうことを聞かれる場合があるわけですから。議員としてそこどころがよくわからんよと、市役所に行って聞きなさいというわけにはいかないので、その場で聞かれれば、できる範囲のことは説明をしないとイケないしね、だから聞いとるんで。だから我々がそういう疑問を持ったり、国民健康保険料が高いということで悩んでおられる方から質問を受けたりした場合に、やっぱり正しく説明ができるようにしないとイケないし、皆さんの声をこういう審議を通じてできるだけ生かしてあげたいと思うから、質疑を通じていろいろ意見を述べたり、要望を述べたりしてるので、そう受けとめてもらって、整理をして、もう一回答弁してください。

○北地委員長 三原部長。

○三原市民生活部長 保険料なんですけど、昨年の所得がまだ固まっていない、今、確定申告期限が延長されましたけど、終わっていない状況ですので、実はその人その人によって違ってくるんですね。今、国保年金係長のほうからも回答がありましたように、254円上がるよと、だから多少上がる方向にあるというのは事実なんですけども、その方の所得が去年と全く一緒かといつたら、これはわからないので、だから答えにつまっているというのが実際です。

市役所に行つてもらつたらいいよと、本当に言つてもらつて結構です。その人、その人で状態が違いますから、言つたことがそのとおりになるかどうかでわからないんですね。市民税務課のほうに来てもらつて、どのぐらいの額になるかというのは、今はまだわからないですよ。賦課されてわかつてきますから、個人のことを聞いてもらつたほうがより正確な数字が言えるということで、誤解もない、勘違いもないということで済もうかと思ひますので、大変申しわけないんですけど、そのようにしていただけたらと思ひます。

○北地委員長 よろしいですか。

他に質疑はございせんか。

議長。

○細川委員 介護保険事業について1点教えてください。324ページですかね。介護予防・生活支援サービス事業、よくわかつていないんですけど、去年、シルバー人材センターの

ほうに、軽度の方を中心にした訪問型サービスBを始めるといった御報告をいただいていると思うんですけども、これの利用状況はどんなふうになっていますでしょうか。またことしの見込みを教えてください。

○北地委員長 元田係長。

○元地域介護課地域支援係長 年度の途中から事業をスタートしたんですけど、3月1日時点では、1名の方です。

今後の見通しなんですけども、今後はまだプランニングをするケアマネジャーのほうもまだ始まったばかりで、一体どういうふうに進めていっていいのかというのがまだどうしていったらいいのかなというふうな状況だと思います。しっかりケアマネジャーにも周知をして、このサービスが必要となる方には的確にプランニングしていただくようにこちらも努めていきたいと考えております。

以上です。

○北地委員長 議長。

○細川委員 1人というのは、せっかく始めていただいたのに残念なんですけども、ケアマネジャーに対する周知が少し足りなかったんじゃないかといったことですので、しっかり周知をして、来年度はしっかり使っていただけるように思うんですけども、今、この訪問型サービスBもそうなんですけども、先ほど地域の中でいきいき百歳体操を中心とした集いの場、そういうをつくっていききたいというのを、これは地域包括ケアシステムですか、あのあたりが言われてからずっと、歩いて行けるぐらいの距離に集いの場でお互いの支え合いができるように、というふうに言われていると思うんですけども、先ほど19カ所というのはいま一つ伸び悩んでいるとおっしゃっていましたが、そこら辺は何か私どもでも後押しできることがあるんだろうかというあたりで、何が原因か、次の年度はどこあたりまでいききたいと思っていられるのか教えてください。

○北地委員長 佐伯課長。

○佐伯地域介護課長 19件という数字が確かに伸び悩んでおります。5人以上の集まりがあれば、そちらのほうで始められると、DVDを見ながら、先ほど、初回とか3カ月、6カ月、節目には専門職も入って指導なり検証なりをするんですが、先ほど申しました週に1回の活動は運動を主に、DVDを見ながらというところで、ただDVDを視聴するためのテレビなり機器が必要であるとか、あと椅子を用いるので椅子があればということで、この2つがあればということを経験に、ただ5人以上の方があれば市の職員が赴いてどのようにしてやっていくのかといった指導とあっていいのかな、そういう働きかけはしますよということで、いろいろ広報に載せたりとかはしてはいるんですけど、話があればもちろんすぐに職員も参って行くんですけど、なかなか最近そういったお話をいただく機会が少なくなったかなと。ある程度市内全域に、自治会なりとか、一度お声がけをして反応があった結果が今の19件かなと思っております、また再度、広く周知を図っていく必要があると思っておりますが、そういったいろいろな機会を捉えて、始めてはどうですかといった周知を行っていききたいと思っております。

以上です。

○北地委員長 議長。

○細川委員 介護保険制度だけじゃなくて、全てがそうだと思うんですけども、1回声がけしただけでは、1回、2回と言わず、常に新しい声がけというか、考えていかないとなかなか人って乗ってくれませんので、同じことをしてもだめだと思うんですよ。だから例えば社会福祉協議会とか、そういった地域をよく知っていらっしゃる方と協力しながら、工夫をしていただければと思います。

まさに先ほどから新型コロナウイルスのこととかで問題になっていて、なかなか買い物にいけないとかありますけれども、そういった支え合いを地域でつくっていくのがこの狙いだったと思うんですよ。職員の方が直接出向かなくても、地域の中で助け合いができる制度ができていけば、安心して自宅で暮らすことができると思いますので、来年度ぜひ期待しておりますので、よろしくをお願いします。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 以上で、日程第2、議案第2号令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算、日程第3、議案第7号令和2年度大竹市介護保険特別会計予算及び日程第4、議案第8号令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算の3件の質疑を終結いたします。

説明員の交代がありますので、暫時休憩いたします。

再開は16時、港湾施設管理受託特別会計予算の審査から入ります。

15時47分 休憩

16時00分 再開

○北地委員長 それでは委員長から一つだけお願いいたします。質疑、答弁のほうは簡潔明瞭によろしくお願いいたします。

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第5号令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算を議題といたします。

歳入歳出の一括質疑に入ります。

1回目の質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 以上で、第1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 以上で、第2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 以上で、日程第5、議案第5号令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算の質疑を終結いたします。

日程第6、議案第6号令和2年度大竹市土地造成特別会計予算を議題といたします。

歳入歳出の一括質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 以上で、第1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 以上で、第2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 以上で、日程第6、議案第6号令和2年度大竹市土地造成特別会計予算の質疑を終結いたします。

説明員の交代をよろしくお願いします。

〔説明員交代〕

○北地委員長 それでは会議を継続します。

お諮りします。日程第7、議案第9号令和2年度大竹市水道事業会計予算及び日程第8、議案第10号令和2年度大竹市工業用水道事業会計予算の2件につきましては関連がございますので一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認め、本2件を一括審査といたします。

歳入歳出の一括質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 以上で、第1回目の質疑を終結します。

第2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 以上で、第2回目の質疑を終結します。

第3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 水道事業会計については、先般、私は本会議で市長からの説明を聞いておりますので、基本的な市としての対応については理解をしているつもりなのですが、とは言っても、県のほうは水道法の改正に伴う立場での広域化、民営化を進めるという姿勢に変わりはないわけで、早晩、市としての結論を求められる時期がくるのではないかと思っておりますが、今、3月が終わろうとして、新年度が4月1日から始まりますよね。そうすると来年度、一定の方向づけをすれば、この12月ぐらいには市町の態度表明をせざるを得ないという時期になるのではないかと思うんですが、そうすると時間的には余り余裕がないと思うんですけど、そういったことで、内部的に、県の主導のもとでのこの広域化、民営化の問題について、基本的なスタンスをこの場で確認しておきたいんですが、答えがどうということになるか聞かせてください。

○北地委員長 高津局長。

○高津上下水道局長 広域連携への参画ということで、おっしゃるとおり、来年度中に一定の判断を迫られております。実はこの前、生活環境委員協議会のほうでも説明させていただきましたが、当初、県のほうでは、広域連携につきましては、全県で全ての自治体が参画して、スケールメリットになるような、そういう連携を想定しておったんですけども、御承知のとおり、それぞれの自治体のほうで事情がございまして、早く広域連携したいところもあれば、そうでないところもあるということで、なかなか合意がいまだにできておりません。

やはりいろいろ事情がありますので、大竹市もやはり今の段階ではどうしても限定的な広域連携になってしまうというのが予測されますので、やはり今すぐにこれに参画してどうこうというのは、今の時点で決断するのは時期が早いと、今後のいろんな他の自治体の状況とかもいろいろ見ながら慎重に判断していく、今はまだそういう時期だと考えております。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると内部での意見集約といいますか、水道事業も入山市長が責任者ですから、庁議等を含めた議論を待って結論を聞かせてもらう時期はいましばらく時間がかかると、こういうことですね。

それで次の質問ですが、工業用水道事業について、大竹市は取水権を19億円一般会計で負担をして、これは既に借入金是一般会計で決済済みだと思うんですが、ただ、私が気にしているのは、給水原価と受水価格がいまだに差があるんじやが、しかし、予定した受水をしてもらえないということで、なかなか工業用水道事業の経営の健全化ということにならない状態が続いていると思うんですが、現状はどうか。ただ縦覧をただけじゃ私も理解できないので、わかるように説明してもらいたいんですが。

○北地委員長 北林課長。

○北林上下水道局業務課長 工業用水道事業の経営状況でございますが、ただいま、今年度、来年度の2カ年をかけまして、水道事業も公共下水道事業も一緒なんですけど、経営戦略を策定中でございます。その中におきまして、工業用水道事業に関しましては、大規模な改修工事は特に予定されておりませんので、今のところ現行の使用料で何とか賄っていけるのではないかとこの考え方でおります。

先ほどありました一般会計からの19億円の出資金でございますが、これは工業用水道事業会計内部でなかなか剰余金も出てまいりませんので、簡単には返済という方向にはいかないというのが実情でございます。

以上です。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 以上で、日程第7、議案第9号令和2年度大竹市水道事業会計予算及び日程第8、議案第10号令和2年度大竹市工業用水道事業会計予算の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第9、議案第11号令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算、日程第10、議案第3号令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計予算及び日程第11、議案第

4号令和2年度大竹市農業集落排水特別会計予算の3件につきましては、関連がございますので一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認め、本3件を一括審査といたします。

歳入歳出の一括質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 以上で、第1回目の質疑を終結します。

第2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 公共下水事業についてお尋ねするんですが、今、雨水排水も兼ねており、合流式のマンホールは何カ所ありますか。私の生活経験の中で、雨が激しく降って長時間にわたる場合、恐らく新町3丁目地域も合流式の場所に当たるんじゃないかと思うんですね。それでトイレに水が逆流してあふれるということがまああるんです。これは私だけの経験ではなしに、恐らく合流式のところではそういうふうな経験を持たれた家庭もあるように聞かれますが。この合流式というのは、以前から雨水排水と汚水排水を区別した排水路を設けるのが基本になっていると、しかし、大竹市の場合はそうじゃなくて、合流式の地域を何カ所か設けざるを得ないということで今日に至っていると思うんですが、今、市内で合流式のところはどこどこですか。雨水と汚水を一緒に排水しよるのは。

○北地委員長 長久主幹。

○長久上下水道局工務課主幹兼下水道係長 合流式なんですけども、白石地区がメインになっておりまして、本町地区と新町地区に一部入っております。また、詳しくは上下水道局に合流式の部分の図面等がございますので、来ていただければ御説明差し上げます。

以上です。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 それで白石地区と本町地区は2カ所ですか。箇所的に2カ所。何カ所かということを知るとるんだから、白石地区に2カ所あれば、本町地区に何カ所と言ってもらいたい。

○北地委員長 長久主幹。

○長久上下水道局工務課主幹兼下水道係長 済みません、説明が悪くて申しわけありませんでした。

合流地区自体は1地区しかございません。その1地区のメインが白石地区、一部が本町地区、新町地区にかかっているという状況です。済みません、説明が悪くて申しわけありませんでした。失礼します。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると合流式のマンホールの設置箇所は2カ所ということやね。そこを聞いて。

○北地委員長 長久主幹。

○長久上下水道局工務課主幹兼下水道係長 マンホールの数については今すぐにはわからないので、また調べて後ほどお答えします。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 さっきお尋ねしたように、雨が長期にわたったり、その家庭の便器に水が逆流してあふれるという事態がままあると、そのことの解消をどうするかということでお尋ねをしているのが基本だから、その合流式の解消が難しいとしたら、逆に言ったら、その排水マンホールをふやすことができればそうしてもらいたいが、ふやしたところで処理能力には限界があるから、一定の雨水の処理量以上はできんから、トイレが逆流するのはそれは仕方がないということなら、どうするかということを考えなきゃいけないのじゃが、どう理解し、どのような手当が必要だということのお考えがあれば聞かせてもらいたい。

○北地委員長 中司課長。

○中司上下水道局工務課長 合流区域の環境の中で、トイレが流れにくいという症状ですけれども、大雨のときに合流管渠に雨水がたくさん入ってきて満タンになってしまってトイレの水が流れにくくなるという状態だと思います。

今年度、小島雨水排水ポンプ場の合流ポンプを直しておりますので、状況を見ながら運転の方法なども考えながら、今の合流管渠をなるべく流れるように運転管理をしていきたいと思っています。今年度4月から運転状況を変えながら見ていきたいと思っています。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 雨水排水というのは基本的に公共下水道事業のほうの処理責任じゃないわけでしょう。どうなりますか、一般土木での雨水排水施設を整備するという責任があるのか、雨水排水についても、今のように一般土木じゃ足りないところは公共下水道事業も責任をもつということでも今きとると思うんですが、主体的には雨水排水はどこが責任をもつんですか。

○北地委員長 中司課長。

○中司上下水道局工務課長 雨水の幹線水路については、上下水道局のほうで下水道事業として整備をしていくことになっております。その他の道路の側溝であるとかいうのは土木課のほうで整備をしていくということでございます。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 もう幹線水路の設置というか、維持管理の目的を私は雨水排水のための水路だという理解をしてきたんです。そうすると幹線水路というのは、基本的には小島潮游池に通じるよね。この潮游池はどこが管理するんですか。ここは上下水道局の公共下水道事業としてやるんですか、土木課がやるんですか、どっちがやる。

○北地委員長 中司課長。

○中司上下水道局工務課長 小島潮游池については上下水道局のほうで管理をしております。そこにつながっております海へ排水するための小島雨水排水ポンプ等を上下水道局のほうで運転管理をしておるという状況です。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 それで小島潮游池の機能も、潮の干満によって影響を受けるわね。幾ら水路を

整備したところで満潮時にはポンプで排水することしか方法がないと、ところがポンプ能力をアップしても、間に合わんような雨量が、時間帯によってはあるわけですから、そういう場合には市街地や道路に水があふれるとか、床下浸水が起きるとかいうことになるわね。しかも潮游池は皆さん御存じだと思んですが、3分の2は洲になって葦が生えて、あそこの滞水能力は大幅に失われておるんじやが、その土砂の除去もこれは公共下水道事業が責任をもつんですか。近年、そういう作業をやったことはないですよ。小島潮游池を見に行っただらんなさい、3分の2は洲になって、葦が生えてからに、能力、機能を半減した状態ですから。だからそういうことについてどういった責任をもつのか、その対策費、堆積しておる土砂のしゅんせつは費用的にどのようなことになるか、そんなことは公共下水道事業のほうで現実を踏まえた対応策を検討されるの、どうなの。

○北地委員長 中司課長。

○中司上下水道局工務課長 小島潮游池でございますけども、上流の水路から雨水等が流下してきて、一部、小島潮游池の池の高さが下がってしまったところ、また土砂が堆積したというところがございますけども、現時点では雨水排水ポンプの排水能力に影響を与えるような潮游池の貯留能力の低下とか、ポンプ排水を阻害するような土砂の堆積状況にはなっていないと判断をしております。

来年度、小島潮游池内の小島汚水中継ポンプ場のところから、小島雨水排水ポンプ場、海へ出すためのポンプがありますけども、その間に繁茂しておる葦の一部になりますけども、一定幅で除去をすると、新町南栄から流入してくる、雨水幹線水路からの排水を小島雨水排水ポンプ場のほうへ真っすぐ流れるような形で、河床の掘削整地を行う予定としております。この費用については、ポンプ場費の中へ、小島潮游池の葦を撤去する費用として設備等修繕費の中に1,300万円ほど計上しております。

以上です。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 それで新年度、小島雨水排水ポンプ場の整備事業として、1,200ミリメートルですかね、新たにポンプを増設するという予算計上をされておりますよね。それでそれが実現すると小島雨水排水ポンプ場のポンプは能力的に900ミリメートルが何基で1,200ミリメートルが何基でということがわかれば聞かせてください。

○北地委員長 長久主幹。

○長久上下水道局工務課主幹兼下水道係長 小島雨水排水ポンプ場の件なんですけども、来年度、小島雨水排水ポンプ場の一番古いポンプ、1号ポンプは約30年経過しているんですけども、そちらの調査分析業務というものを実施する予定です。ストックマネジメントでは更新という形もあつたんですけども、現地のほうの目視調査をしてみたところ、外観がかなり正常で劣化が少ないということで、来年度に分解調査、あとオーバーホールのなものも部品交換もやっていこうと思っております。

現在、小島雨水排水ポンプ場は1,200ミリメートルが4基設置されております。

以上です。

○北地委員長 山本委員。

○山本委員 だから増設は今のところ執行しないと、それで1,200ミリメートルの4基のうち古いがあるが、それは今から状態を見て考えるということですね。

○北地委員長 中司課長。

○中司上下水道局工務課長 今もお話がありましたとおり、既設のポンプのオーバーホール、修繕をするということで、新たにポンプを増設するということではございません。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 以上で、第2回目の質疑を終結します。

第3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

小田上副委員長。

○小田上委員 済みません、2点だけお願いします。121ページの収益的支出の不明水処理費に充当というところの金額が、平成30年度から平成31年度の予算にかけて上がって、令和2年度は約100万円増ぐらいなんですけど、この算出の方法ですよ、どのようにこの金額を算出されているかというところを教えてください。

あと123ページ、公共下水道誤接調査業務委託料で100万円なんですけど、平成30年度は74万円ついていたようなんですけど、平成31年度、令和元年度はなしというところで、どこが範囲になるのか、これからどのような調査をしていくという計画がもしあるようであれば教えてください。

○北地委員長 長久主幹。

○長久上下水道局工務課主幹兼下水道係長 123ページの公共下水道誤接調査業務委託料について説明させていただきます。

昨年度、ちょうど市役所の隣の小方地区の団地について、今の雨水桝、汚水桝を一カ所ずつお宅のほうを訪問させていただいて、調査させていただきました。何件か雨水桝が汚水管につながったりとか、汚水桝が雨水管につながったりとかというところがありました。それについては、順次御指導させていただいたり、溝渠のほうが原因でしたらうちのほうで直させていただいております。主に、昔、浄化槽があって、そこから公共下水道に切りかえたときに、そういう誤接が発生しているという状況です。

来年度なんですけれども、誤接調査を今、玖波地区において、湯舟団地または玖波8丁目の団地等、今、御説明させていただいた浄化槽から切りかえたようなところを主に誤接調査をさせていただきたいと思います。

あと、玖波の各汚水中継ポンプ場、第一、第二とございますけれども、そちらのほうにもカウンター等を設置して、雨の日と晴れの日のご公共下水道への流入等を調査して、誤接のほうを調査していきたいと思っております。

以上です。

○北地委員長 横峰係長。

○横峰上水道局総務課総務係長 不明水につきましては、許容量というのを決めておりまして、それを超えた分につきましては、一般会計が負担しております。

○北地委員長 どうぞ。

○岸菜上下水道局総務課主任 上下水道局の岸菜と申します。

不明水についてですけども、毎年、総務省のほうから繰り出し規準というものが示されます。一般会計が負担すべきものを示したもののなんですけども、それで不明水の許容量、毎年これぐらいは不明水として、地下水であったり、そういったものが入ってくるというものを決めましょうということになってまして、それを毎年、上下水道局で算定しています。それを実際に決算ベースで不明水というものが許容量を超えた部分については、本当にどこから入ってきているかわからないということで、そこは一般会計が負担しましょうというルールになっていますので、毎年一般会計のほうから負担金をいただいているという状況です。

以上です。

○北地委員長 小田上副委員長。

○小田上委員 ありがとうございます。多分、雨の関係とか、不明水も平成30年度から変わってきたのかなとか思ったりするんですけど、わかりました。

誤接のほうなんですけど、今、合併浄化槽から変わって、新しくつけられているところとかもありますよね。これとかはもう安心していて大丈夫なんですか、新しくなっているところは。

○北地委員長 長久主幹。

○長久上下水道局工務課主幹兼下水道係長 現在は排水設備の確認申請ということで、全て図面にて審査させていただいてから、現場にて職員が水道とともに確認をさせていただき、合格になる。ということでやらせていただいております。

以上です。

○北地委員長 小田上副委員長。

○小田上委員 ありがとうございます。だったら終わりが見えそうな気がするんですけど、いつごろ終わりが見えるみたいなものがありますか。

○北地委員長 中司課長。

○中司上下水道局工務課長 この不明水なんですけど、各家屋からの雨水、汚水の接続間違いだけでなく、道路とか水路の下のほうにある管路からの不明水の流入等もあって、一朝一夕ですぐに不明水が解消するという状況ではございません。かなり不明水というのは入ってきていますので、実際にどこからきているのかというのはなかなか判断がつかないというところもございます。時間はかかると思います。

○北地委員長 小田上副委員長。

○小田上委員 済みません、不明水はオーケーなんですけど誤接調査のほうです。これは終わりが見えるのかどうかということなんですけど、計画があるかどうかをお願いします。これで最後なので。

○北地委員長 長久主幹。

○長久上下水道局工務課主幹兼下水道係長 誤接調査に関しては、当然終わりが見えるところがございます。今、私どもが先ほど言いました玖波地区の2地区以外にもまだあるんですけども、職員でも確認をして、疑わしいところがあれば調べるようにはしておるんです

けれども、今のところ対象は玖波地区が2地区でございます。これでもしこれ以上なければこれで終了ということにもなります。

以上です。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

議長。

○細川委員 土木費のほうでもお尋ねしたんですけども、新町雨水排水ポンプ場の件なんですけども、小瀬川左岸への排出管について国土交通省との協議の進捗状況があれば教えてください。

○北地委員長 中司課長。

○中司上下水道局工務課長 以前も質問の中で新町雨水排水ポンプ場の協議状況はどうだろうかという話でございました。今年度は小瀬川の放流箇所に関係します河川管理者との協議を行ったということです。それ以降ですね、特に大きく協議が進んでおるという状況ではございません。

○北地委員長 議長。

○細川議長 あまり進んでいないということですが、これは来年度の予算ですので、来年度、協議予定はございますか。

○北地委員長 中司課長。

○中司上下水道局工務課長 来年度、令和2年の新町雨水排水ポンプ場関連の予算についてでございますけども、具体的に新町雨水排水ポンプ場整備という事業に上げて予算計上しておるわけではございませんけども、ポンプ場費の中に調査検討業務委託料ということで300万円ほど予算計上しております。

これは新町雨水排水ポンプ場の予定地から雨水排水口となります小瀬川までの管路、ルートについて、既存の資料等、地下埋設物等の状況等も確認しながら、こういったルートが本当にいいのかということを比較検討したいと考えております。

以上です。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 以上で、日程第9、議案第11号令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算、日程第10、議案第3号令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計予算及び日程第11、議案第4号令和2年度大竹市農業集落排水特別会計予算の質疑を終結いたします。

以上をもちまして、全ての会計の質疑を終結いたします。

これより、議案第1号令和2年度大竹市一般会計予算の討論に入ります。討論はございませんか。

山本委員。

○山本委員 一般会計については反対の立場で意見を述べておきたいと思っております。

それでこの4日間、審査に当たっては、私自身、各款、項、目にわたって相当数の事業、執行者が予定されている新年度に当たっての施策について質問をさせていただきました。だから細かくここでそういったことに触れた意見を述べるのは時間的にも遠慮しま

すが、基本的に反対の理由として1、2触れておきたいことは、一般会計については、一つは教育委員会のほうで予定されている放課後児童クラブを民間へ委託すると、教育の一環としての位置づけだということをおっしゃいながらも、民間へ委託するなんていうのは、教育の手抜きですから、最近、何でもかんでも民間委託すればいいという風潮が強まっておりますけれども、それは間違いだと思うんですね。そういったことで、この民間委託の問題。

それから2つ目には、事業そのものが市がやるわけではありませんが、市の姿勢として心配なことを市長みずから指摘をされますけれども、結局は谷和地区における大型メガソーラーの事業を容認するという事実上認めておられます。しかし、予算書に上がっているのは、地産地消の視点でのエネルギーの再生、太陽光発電を含めた、そういうことに積立金まで用意するということですから、私はむしろああした大型メガソーラーの開発に県とは言えども、容認したことについては市として明確な態度、やるべきではないという谷和地区の皆さんをはじめ、市民の皆さんが心配される事柄について、しっかりした態度をとってもらいたいということを申し上げて、一般会計については、詳細については本会議で述べさせていただきます。

冒頭申し上げたように、一般会計は以上のようなことで反対です。

○北地委員長 他に討論はございませんか。

和田委員。

○和田委員 私は一般会計では賛成の立場で討論いたします。

令和元年度に比べて、令和2年度の予算は約28億円の増加となっています。これは教育費は大竹会館改築等事業などで、約15億8,000万円の増額、民生費では市立保育所等整備事業などで、約9億1,000万円の増額、土木費では大竹駅周辺整備事業などで、約3億1,000万円の増額という大型事業が主なもので、各大型事業が期日までに完成できますようお願いして、賛成討論といたします。

○北地委員長 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 以上で、令和2年度大竹市一般会計予算の討論を終結いたします。

これより、議案第1号令和2年度大竹市一般会計予算を起立により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北地委員長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第2号令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算から日程第11、議案第4号令和2年度大竹市農業集落排水特別会計予算に至る10件の一括討論に入ります。討論はございませんか。

山本委員。

○山本委員 今、国民健康保険特別会計にしましても、介護保険特別会計にしましても、後期高齢者医療特別会計にしましても、新年度新たな負担がまた市民の皆さんに課せられる

という予算です。私は今、国のほうでは歳出の削減の一つの狙い撃ちが、社会保障制度、特にこの医療関係におかれているということを感じております。何も国民健康保険や介護保険や後期高齢者医療に加入されている皆さんに負担をさせなくても、財政運営を民主的に、能力がある大手企業の税金を安くするよりか、こうした分野への予算の振り向けをすべきだということ強く思っております。

地方でそういう声もなしに国の言うとおりに何でもかんでも決めるということでは全然政治も変わらないし、主権者たる有権者の声も生かされないから、たとえ私一人でもそういう声があるということを上にも届けてもらいたいということを願って、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の3件に反対します。

○北地委員長 他に討論はございませんか。

網谷委員。

○網谷委員 私は令和2年度当初予算、全ての特別会計におきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険の運営が平成30年度より県単位化されましたが、6年間の緩和措置を経て、令和6年度より完全実施になる模様ですが、大竹市においては、若干の保険料の上昇が予想されますが、これからのますますの少子高齢化の進展に伴い、厳しい財政運営になろうかと思っておりますが、これも一助になるものと思われま。

そうしたことを踏まえまして、そのほか全ての特別会計も含めまして、令和2年度特別会計の当初予算の賛成討論とさせていただきます。

○北地委員長 他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 以上で、本10件に対する討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第2号令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算、議案第7号令和2年度大竹市介護保険特別会計予算、議案第8号令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算の3件を除く7件を一括採決いたします。

本7件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって本7件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第2号令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○北地委員長 起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号令和2年度大竹市介護保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○北地委員長 起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。
議案第 8 号令和 2 年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。
本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○北地委員長 起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で全ての会計の審査を終了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶をお願いいたします。

○入山市長 大変長時間にわたり、慎重な御審議をいただきまして大変ありがとうございます。また全ての案件につきまして、ご承認をいただきました。本当に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

○北地委員長 ありがとうございました。

それでは委員長、副委員長のほうから御挨拶を申し上げます。

何分にも私も委員長が初めてということで、小田上副委員長も初めてということで、大変ふなれな委員会運営でしたが、皆様の御協力をいただきまして、委員の皆様をはじめ、執行部の皆様、職員の皆様、本当にありがとうございました。大変御迷惑をかけましたが、ありがとうございました。感謝しております。

この 4 日間皆さんで審査した内容をしっかりと今年度の予算執行に当たっては生かしていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。御挨拶いたします。本当にありがとうございました。

これにて、予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

16時50分 閉会